

平成 28 年 2 月 4 日

平成28年登米市議会定例会 2月定期議会 提案理由説明書

登米市議会

議員 番

議案第 1 号	平成 27 年度登米市一般会計補正予算（第 7 号）
議案第 2 号	平成 27 年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 3 号	平成 27 年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 4 号	平成 27 年度登米市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 5 号	平成 27 年度登米市土地取得特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 6 号	平成 27 年度登米市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 7 号	平成 27 年度登米市宅地造成事業特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 8 号	平成 27 年度登米市水道事業会計補正予算（第 3 号）
議案第 9 号	平成 27 年度登米市病院事業会計補正予算（第 6 号）
議案第 10 号	平成 27 年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第 4 号）

本案は、議案第 1 号平成 27 年度登米市一般会計補正予算（第 7 号）から議案第 10 号平成 27 年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第 4 号）までについて、各種会計予算の補正を行うものであります。

一般会計については、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 15 億 9,695 万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 457 億 6,417 万円とするものであります。

その主な内容として、歳出では、情報システムセキュリティ強靱化事業 1 億 3,608 万円、農地中間管理事業 8,064 万円、農作物等豪雨災害対策事業 1,581 万円などを増額する一方、一般廃棄物第二最終処分場整備事業 8 億 8,880 万円、一般廃棄物第二処理施設整備事業 3 億 9,333 万円、強い農業づくり事業 1 億 9,825 万円などを減額、加えて人事院勧告等に基づき人件費を補正しております。

歳入では、個人市民税の増などから市税を 2 億 5,799 万円増額する一方、循環型社会形成推進交付金などの国庫支出金 4 億 5,804 万円、強い農業づくり交付金などの県支出金 2 億 2,672 万円、市債 3 億 5,900 万円などを減額、加えて前年度繰越金 9 億 551 万円などを増額して計上しております。

また、継続費補正として変更 4 件、繰越明許費補正として追加 6 件、債務負担行為補正として追加 73 件、地方債補正として追加 3 件、廃止 1 件、変更 14 件を計上しております。

特別会計については、国民健康保険特別会計の歳出で共同事業拠出金 4 億 9,952 万円などの減額と債務負担行為補正として追加 1 件を、後期高齢者医療特

別会計の歳出で後期高齢者医療広域連合納付金 543 万円などの増額と債務負担行為 1 件を、介護保険特別会計の歳出で保険給付費 7,116 万円などの減額と債務負担行為補正として追加 1 件を、土地取得特別会計の歳出で土地開発基金への繰出金 3 億 6 万円などを計上しております。

下水道事業特別会計では、歳出で下水道施設整備事業 2 億 995 万円などの減額と繰越明許費 2 件、債務負担行為補正として追加 2 件、地方債補正として変更 1 件を、宅地造成事業特別会計の歳出で、企業用地造成事業 2,281 万円の減額と継続費補正として変更 1 件、繰越明許費 1 件、債務負担行為 1 件を計上しております。

企業会計については、水道事業会計で、人事院勧告に基づく人件費の補正に加え、配給水施設整備事業 2 億 7,734 万円などの減額と債務負担行為補正として追加 3 件、企業債補正として変更 4 件を、病院事業会計では、人事院勧告に基づく人件費の補正に加え、医業収益 3 億 7,114 万円などの減額と債務負担行為補正として追加 1 件、たな卸資産購入限度額の減額を、老人保健施設事業会計では、人事院勧告に基づく人件費の補正に加え、事業収益 1,876 万円などの減額と債務負担行為補正として追加 1 件、たな卸資産購入限度額の減額を計上しております。

議案第 11 号	平成 28 年度登米市一般会計予算
議案第 12 号	平成 28 年度登米市国民健康保険特別会計予算
議案第 13 号	平成 28 年度登米市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 14 号	平成 28 年度登米市介護保険特別会計予算
議案第 15 号	平成 28 年度登米市土地取得特別会計予算
議案第 16 号	平成 28 年度登米市下水道事業特別会計予算
議案第 17 号	平成 28 年度登米市宅地造成事業特別会計予算
議案第 18 号	平成 28 年度登米市水道事業会計予算
議案第 19 号	平成 28 年度登米市病院事業会計予算
議案第 20 号	平成 28 年度登米市老人保健施設事業会計予算

(別冊)

議案第 21 号	登米市中田子育て支援センター条例を廃止する条例について
----------	-----------------------------

本案は、中田児童館の増築により、子育て支援センター事業を中田児童館内において実施するため、本条例を廃止するものであります。

議案第 22 号	登米市行政不服審査会条例の制定について
----------	---------------------

本案は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）が平成 28 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、同法第 81 条第 1 項の規定に基づき設置する登米市行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第 23 号	登米市登米っ子誕生祝金条例の制定について
----------	----------------------

本案は、少子化対策として出生率の向上を目指し、多子出産の奨励を目的とした第 3 子以降の子の出産に対する祝金について必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第 24 号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
----------	------------------------------------

本案は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）が平成 28 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、関係条例の整備等を行うため、条例を制定するものであります。
(新旧対照表 8 ページ)

議案第 25 号	登米市東和多目的集会施設条例の一部を改正する条例について
----------	------------------------------

本案は、東和馬の足集会所を主として利用している関係自治会に対して無償譲渡を推進するため、本条例の一部を改正するものであります。
(新旧対照表 20 ページ)

議案第 26 号	登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
----------	---

本案は、平成 27 年 8 月 6 日付けの人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に合わせて特別職の国家公務員の給与が改定されることを踏まえ、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

(新旧対照表 23 ページ)

議案第 27 号	登米市特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
----------	--

本案は、平成 27 年 8 月 6 日付けの人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に合わせて特別職の国家公務員の給与が改定されることを踏まえ、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

(新旧対照表 25 ページ)

議案第 28 号	登米市職員の給与に関する条例及び登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
----------	--

本案は、平成 27 年 8 月 6 日付けの人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に伴い、本市の一般職の職員の給与について、国家公務員の給与改定の内容に準じて所要の改正を行うため、関係条例の一部を改正するものであります。

(新旧対照表 27 ページ)

議案第 29 号	登米市海洋センター条例の一部を改正する条例について
----------	---------------------------

本案は、登米市海洋センターについて、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づいた、指定管理者による管理を行うことができるよう、本条例の一部を改正するものであります。

(新旧対照表 53 ページ)

議案第 30 号	登米市保健福祉施設条例の一部を改正する条例について
----------	---------------------------

本案は、保健福祉施設について、老朽化施設の廃止及び民間活力の導入を推進するため、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表 55 ページ）

議案第 31 号	登米市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例について
----------	-----------------------------------

本案は、子ども医療費助成事業、母子・父子家庭医療費助成事業及び心身障害者医療費助成事業に係る登録申請者の負担軽減及び事務の効率化を図るため、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表 57 ページ）

議案第 32 号	登米市都市公園条例の一部を改正する条例について
----------	-------------------------

本案は、迫梅ノ木公園の改修による駐車場整備に伴い、有料施設であるゲートボール場を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表 63 ページ）

議案第 33 号	登米市農業集落排水事業条例の一部を改正する条例について
----------	-----------------------------

本案は、大泉地区農業集落排水事業により整備した排水処理施設を、平成 28 年 4 月 1 日から供用開始するため、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表 64 ページ）

議案第 34 号	登米市営住宅条例の一部を改正する条例について
----------	------------------------

本案は、登米市災害公営住宅整備事業により第 2 期分の災害公営住宅 24 戸及び共同施設について平成 28 年度に供用開始するため、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表 65 ページ）

議案第 35 号	登米市火災予防条例の一部を改正する条例について
----------	-------------------------

本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成 27 年 11 月 13 日総務省令第 93 号）が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表 66 ページ）

議案第 36 号	登米市体育施設条例の一部を改正する条例について
----------	-------------------------

本案は、登米市サイクルセンターを廃止し、登米市体育施設の利用区分、施設使用料及び冷暖房料を改正するため、本条例の一部を改正するものであります。（新旧対照表 89 ページ）

議案第 37 号	登米市過疎地域自立促進計画の策定について
----------	----------------------

本案は、現行の登米市過疎地域自立促進計画が平成 27 年度をもって終了するため、平成 28 年度から平成 32 年度までを計画期間として新たに策定することについて、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 38 号	平成 27 年度登米市病院事業会計資本剰余金（他会計負担金等）の処分について
----------	--

本案は、他会計負担金等をもって貸し付けた奨学金に係る償還免除引当金の計上により発生する損失について、他会計負担金等を源泉とする資本剰余金をもって補填するため、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 39 号

平成 27 年度登米市病院事業会計資本剰余金（受贈財産評価額）の
処分について

本案は、一般会計から所管換えを受けた土地の返還により発生する損失について、受贈財産評価額を源泉とする資本剰余金をもって補填するため、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例 新旧対照表

第1条関係（登米市行政手続条例の一部改正）

改正案	現行
<p>第1条・第2条（略） （適用除外）</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第5章までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(9)（略）</p> <p>(10) 審査請求 <u> </u> その他の不服申立てに対する行政庁の裁決 <u> </u> その他の処分の手続又は第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において、法令に基づいて与えられる処分及び行政指導</p> <p>(11)（略）</p> <p>第4条～第18条（略） （聴聞の主宰）</p> <p>第19条（略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 前3号に規定する者であった <u> </u> 者</p> <p>(5)・(6)（略）</p> <p>第20条～第37条（略）</p>	<p>第1条・第2条（略） （適用除外）</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第5章までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(9)（略）</p> <p>(10) 審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分の手続又は第3章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において、法令に基づいて与えられる処分及び行政指導</p> <p>(11)（略）</p> <p>第4条～第18条（略） （聴聞の主宰）</p> <p>第19条（略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 前3号に規定する者であった <u> </u> ことのある者</p> <p>(5)・(6)（略）</p> <p>第20条～第37条（略）</p>

第2条関係（登米市情報公開条例の一部改正）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章・第2章（略）</p> <p>第3章 <u>審査請求等</u>（第18条—第20条）</p> <p>第4章（略）</p> <p>附則</p> <p>第1条～第13条（略）</p> <p>（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）</p> <p>第14条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をすときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（<u> </u>第19条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならぬ。</p> <p>第15条～第17条（略）</p> <p>第3章 <u>審査請求等</u></p> <p>（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）</p> <p>第18条 <u>開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。</u></p> <p>（審査会への諮問等）</p> <p>第19条 <u>実施機関は、開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当するときは除き、遅滞</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章（略）</p> <p>第3章 <u>不服申立て等</u>（第18条—第20条）</p> <p>第4章（略）</p> <p>附則</p> <p>第1条～第13条（略）</p> <p>（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）</p> <p>第14条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をすときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第18条及び第19条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならぬ。</p> <p>第15条～第17条（略）</p> <p>第3章 <u>不服申立て等</u></p> <p>（審査会への諮問）</p> <p>第18条 <u>実施機関は、開示決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき不服申立てがあった場合は、次の各号のい</u></p>

なく登米市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合(当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)
 - (2) 開示請求者(開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
 - (3) 当該審査請求に係る行政文書の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)
- 第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
 - (2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第21条～第26条 (略)

れかに該当するときを除き、遅滞なく登米市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、当該不服申立てについての裁決又は決定をしなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第20条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(諮問をした旨の通知)

第19条 前条の規定により諮問をした実施機関(第25条において「諮問実施機関」という。)は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
 - (2) 開示請求者(開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
 - (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)
- 第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。
- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
 - (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る行政文書を開示する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第21条～第26条 (略)

第3条関係（登米市個人情報保護条例の一部改正）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章～第4章（略）</p> <p>第5章 審査請求（第32条の2・第33条）</p> <p>第6章・第7章（略）</p> <p>附則</p> <p>第1条～第32条（略）</p> <p>第5章 審査請求</p> <p>（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）</p> <p>第32条の2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。</p> <p>（審査会への諮問等）</p> <p>第33条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する 裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに審査会に諮問しなければならない。</p> <p>（1） 審査請求が不適法であり、却下する場合</p> <p>（2） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報^{（当該保有個人情報）}の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。</p> <p>（3） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報^{（当該保有個人情報）}の訂正をすることとする場合</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章（略）</p> <p>第5章 不服申立て（第33条）</p> <p>第6章・第7章（略）</p> <p>附則</p> <p>第1条～第32条（略）</p> <p>第5章 不服申立て</p> <p>（審査会への諮問等）</p> <p>第33条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに審査会に諮問しなければならない。</p> <p>（1） 不服申立てが不適法であり、却下するとき。</p> <p>（2） 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る自己情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第3項第2号において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る自己情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されている場合を除く。</p> <p>（3） 決定又は裁決で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正することとする</p>

<p>(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合</p> <p>2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>4 第21条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決</p> <p>(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る自己情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該自己情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p> <p>第34条～第42条（略）</p>	<p>るとき。</p> <p>(4) 決定又は裁決で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をしない旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。</p> <p>2 前項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) 不服申立人及び参加人</p> <p>(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>3 第21条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決</p> <p>(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る自己情報を開示する旨の決定又は裁決（第三者である参加人が当該自己情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p> <p>第34条～第42条（略）</p>
---	--

<p>2 前項本文の場合においては、<u>審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て補佐人とともに出頭することができる。</u> (意見書等の提出)</p> <p>第9条 <u>審査請求人等は、審査会に対し意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</u> (提出資料の写しの送付等)</p> <p>第10条 <u>審査会は、第7条第5項若しくは第6項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があつたときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>審査請求人等は、審査会に対し審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあるとき認めるときその他正当な理由があるとき、その閲覧を拒むことができる。</u></p> <p>3 <u>審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>4 <u>審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時、場所及び方法を指定することができる。</u></p> <p>第11条 (略) (答申書の送付)</p>	<p>2 前項本文の場合においては、<u>不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て補佐人とともに出頭することができる。</u> (意見書等の提出)</p> <p>第9条 <u>不服申立人等は、審査会に対し意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</u> (提出資料の閲覧等)</p> <p>第10条 <u>不服申立人等は、審査会に対し審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあるとき認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができる。</u></p> <p>2 <u>審査会は、前項の規定による閲覧について、日時、場所及び方法を指定することができる。</u></p> <p>第11条 (略) (答申書の送付)</p>
--	---

<p>第12条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを<u>審査</u> 請求人及び参加人に送付する。 第13条・第14条 (略)</p>	<p>第12条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを<u>不服</u> 申立人及び参加人に送付する。 第13条・第14条 (略)</p>
---	---

第5条関係（登米市固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

改正案	現行
<p>第1条～第3条（略） （審査の申出）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所</p> <p>(2) <u>審査の申出に係る処分の内容</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項に規定する書面を添付しなければならない。</p> <p>4・5（略）</p> <p>6 <u>審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。</u></p> <p>第5条（略） （書面審理）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</u></p>	<p>第1条～第3条（略） （審査の申出）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項に規定する書面を添付しなければならない。</p> <p>4・5（略）</p> <p>第5条（略） （書面審理）</p> <p>第6条（略）</p>

第6条関係（登米市職員の給与に関する条例の一部改正）

改正案	現行
<p>第1条～第18条の2（略） （期末手当） 第19条・第19条の2（略） 第19条の3（略） 2・3（略） 4 一時差止処分を受けた者は、<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）</u>第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。 5～8（略） 第20条～第24条（略）</p>	<p>第1条～第18条の2（略） （期末手当） 第19条・第19条の2（略） 第19条の3（略） 2・3（略） 4 一時差止処分を受けた者は、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）</u>第14条又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。 5～8（略） 第20条～第24条（略）</p>

第7条関係（登米市税条例の一部改正）

改正案	現行
<p>第1条～第18条（略） （災害等による期限の延長） 第18条の2 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（<u>審査請求</u>）に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下この条中「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。 2～5（略） 第18条の3～第156条（略）</p>	<p>第1条～第18条（略） （災害等による期限の延長） 第18条の2 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（<u>不服申立て</u>）に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下この条中「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。 2～5（略） 第18条の3～第156条（略）</p>

登米市東和多目的集會施設条例 新旧対照表

改正案	現行				
<p>登米市東和大沢・吉田コミュニティセンター条例 (設置)</p> <p>第 1 条 農林業の振興、地域住民のコミュニティ活動及び福祉の増進並びに文化的資質の向上のため、登米市東和大沢・吉田コミュニティセンター(以下「コミュニティセンター」という。)を設置する。 (名称及び位置)</p> <p>第 2 条 コミュニティセンターの名称及び位置は、次 のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="687 1133 826 2042"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登米市東和大沢・吉田コミュニティセンター</td> <td>登米市東和町米谷字新大沢96番地 1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(開館時間)</p> <p>第 3 条 コミュニティセンターの開館時間は、午前 9 時から午後 10 時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。 (利用の許可)</p> <p>第 4 条 コミュニティセンターを利用するものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。 (使用料)</p> <p>第 5 条 コミュニティセンターの使用料は、別表 に定める額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 既に徴収した使用料は返還しない。ただし、市の責めによりコミュニティセンターを利用することができなくなった場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。</p>	名称	位置	登米市東和大沢・吉田コミュニティセンター	登米市東和町米谷字新大沢96番地 1	<p>登米市東和多目的集會施設条例 (設置)</p> <p>第 1 条 農林業の振興、地域住民のコミュニティ活動及び福祉の増進並びに文化的資質の向上のため、登米市東和多目的集會施設(以下「多目的集會施設」という。)を設置する。 (名称及び位置)</p> <p>第 2 条 多目的集會施設 の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。</p> <p>(開館時間)</p> <p>第 3 条 多目的集會施設 の開館時間は、午前 9 時から午後 10 時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。 (利用の許可)</p> <p>第 4 条 多目的集會施設 を利用するものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。 (使用料)</p> <p>第 5 条 多目的集會施設 の使用料は、別表第 2 に定める額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 既に徴収した使用料は返還しない。ただし、市の責めにより多目的集會施設 を利用することができなくなった場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。</p>
名称	位置				
登米市東和大沢・吉田コミュニティセンター	登米市東和町米谷字新大沢96番地 1				

<p>第6条 (略)</p> <p>(指定管理者の管理)</p> <p>第7条 市長は、必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に<u>コミュニティセンターの管理</u>を行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により<u>コミュニティセンターの管理</u>を指定管理者に行わせる場合は、第3条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、開館時間を変更することができる。</p> <p>3 第4条及び第6条の規定は、第1項の規定により<u>コミュニティセンターの管理</u>を指定管理者に行わせる場合に準用する。この場合において、第4条及び第6条各号列記以外の部分中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第9条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づき規則その他市長が定めるところに従い、<u>コミュニティセンターの管理</u>を行わなければならない。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第10条 第7条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、<u>コミュニティセンター</u>を利用する者は、利用料金を当該指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金は、<u>別表</u>に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 既に徴収した利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者の責めに より<u>コミュニティセンター</u>を利用することができなくなった場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。</p> <p>(損害賠償義務)</p>	<p>第6条 (略)</p> <p>(指定管理者の管理)</p> <p>第7条 市長は、必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に<u>多目的集會施設</u>の管理を行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により<u>多目的集會施設</u>の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、開館時間を変更することができる。</p> <p>3 第4条及び第6条の規定は、第1項の規定により<u>多目的集會施設</u>の管理を指定管理者に行わせる場合に準用する。この場合において、第4条及び第6条各号列記以外の部分中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第9条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づき規則その他市長が定めるところに従い、<u>多目的集會施設</u>の管理を行わなければならない。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第10条 第7条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、<u>多目的集會施設</u>を利用する者は、利用料金を当該指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金は、<u>別表第2</u>に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 既に徴収した利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者の責めに より<u>多目的集會施設</u>を利用することができなくなった場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。</p> <p>(損害賠償義務)</p>
--	--

第11条 故意又は過失によりコミュニティセンターの施設、設備等を破損し、又は滅失したときは、利用者の責任においてその損害を賠償しなければならぬ。
(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、コミュニティセンターの管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表 (第5条関係)

利用区分	使用料 (1時間当たり)
多目的ホール	400円
会議室 1	200円
会議室 2	200円
調理室	200円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外の者が利用する場合は、使用料を1.5倍した額とする。
- 3 営利を目的に利用する場合は、使用料を10倍した額とする。

第11条 故意又は過失により多目的集会施設等を破損し、又は滅失したときは、利用者の責任においてその損害を賠償しなければならぬ。
(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、多目的集会施設 1 の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
東和馬の足集会所	登米市東和町米川字馬ノ足40番地 1
東和大沢・吉田コミュニティセン ター	登米市東和町米谷字新大沢96番地 1

別表第2 (第5条関係)

利用区分	利用面積	使用料 (1時間当たり)	冷房料 (1時間当たり)
会議室・多目的 ホール	93m ² 未満	200円	100円
	93m ² 以上130m ² 未満	300円	—
	130m ² 以上167m ² 未満	400円	—
	167m ² 以上204m ² 未満	500円	—
調理室		200円	—

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。
- 2 市外の者が利用する場合は、使用料を1.5倍した額とする。
- 3 営利を目的に利用する場合は、使用料を10倍した額とする。

議案第 26 号関係

登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 新旧対照表

第 1 条関係（登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

改 正 案	現 行
<p>第 1 条～第 4 条（略） （期末手当） 第 5 条（略） 2 （略） 3 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、議員報酬月額にその額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乘ずる割合は、6 月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合には100分の175とする。</p>	<p>第 1 条～第 4 条（略） （期末手当） 第 5 条（略） 2 （略） 3 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、議員報酬月額にその額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乘ずる割合は、6 月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合には100分の155とする。</p>

第2条関係（登米市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

改正案	現行
<p>第1条～第4条（略） （期末手当） 第5条（略） 2（略） 3 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、議員報酬月額にその額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乘ずる割合は、6月に支給する場合には<u>100分の150</u>、12月に支給する場合には<u>100分の165</u>とする。</p>	<p>第1条～第4条（略） （期末手当） 第5条（略） 2（略） 3 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、議員報酬月額にその額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乘ずる割合は、6月に支給する場合には<u>100分の140</u>、12月に支給する場合には<u>100分の175</u>とする。</p>

議案第 27 号関係

登米市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例 新旧対照表

第 1 条関係（登米市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正）

改正案	現 行
<p>第 1 条～第 3 条（略） （手当等の額等）</p> <p>第 4 条（略）</p> <p>2 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、給料月額にその額の100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乘ずる割合は、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合には<u>100分の175</u>とする。</p> <p>3（略）</p> <p>第 5 条～第 7 条（略）</p>	<p>第 1 条～第 3 条（略） （手当等の額等）</p> <p>第 4 条（略）</p> <p>2 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、給料月額にその額の100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乘ずる割合は、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合には<u>100分の155</u>とする。</p> <p>3（略）</p> <p>第 5 条～第 7 条（略）</p>

第2条関係（登米市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正）

改正案	現行
<p>第1条～第3条（略） （手当等の額等）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、給料月額にその額の100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乘ずる割合は、6月に支給する場においては<u>100分の150</u>、12月に支給する場においては<u>100分の165</u>とする。</p> <p>3（略）</p> <p>第5条～第7条（略）</p>	<p>第1条～第3条（略） （手当等の額等）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、給料月額にその額の100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乘ずる割合は、6月に支給する場においては<u>100分の140</u>、12月に支給する場においては<u>100分の175</u>とする。</p> <p>3（略）</p> <p>第5条～第7条（略）</p>

議案第 28 号関係

登米市職員の給与に関する条例及び登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表

第 1 条関係 (登米市職員の給与に関する条例の一部改正)

改正案	現行
<p>第 1 条～第 19 条の 3 (略) (勤勉手当) 第 20 条 (略) 2 (略)</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在 (退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第 16 項第 4 号において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6 月に支給する場合には 100 分の 75、12 月に支給する場合には 100 分の 85</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額<u>に、6 月に支給する場合には 100 分の 35、12 月に支給する場合には 100 分の 40</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略) 第 20 条の 2～第 24 条 (略) 附 則 1～18 (略)</p> <p>19 附則第 16 項の規定が適用される間、第 20 条第 2 項第 1 号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第 16 項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、<u>6 月に支給する場合には 100 分の 1.125、12 月に支給する場合には 100 分の 1.275</u>を乗じて得た額 (最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に、<u>6 月に</u></p>	<p>第 1 条～第 19 条の 3 (略) (勤勉手当) 第 20 条 (略) 2 (略)</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在 (退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第 16 項第 4 号において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>100 分の 75</u></p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額<u>に、100 分の 35</u></p> <p>3～5 (略) 第 20 条の 2～第 24 条 (略) 附 則 1～18 (略)</p> <p>19 附則第 16 項の規定が適用される間、第 20 条第 2 項第 1 号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第 16 項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、<u>100 分の 1.125</u>を乗じて得た額 (最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に、<u></u></p>

支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

20～22 (略)

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級の番号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000

100分の75

を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

20～22 (略)

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級の番号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900
	18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900

<u>19</u>	<u>163,200</u>	<u>221,400</u>	<u>254,300</u>	<u>296,300</u>	<u>325,500</u>	<u>354,800</u>	<u>403,900</u>
<u>20</u>	<u>164,700</u>	<u>223,000</u>	<u>256,100</u>	<u>298,300</u>	<u>327,500</u>	<u>356,700</u>	<u>405,700</u>
<u>21</u>	<u>166,100</u>	<u>224,500</u>	<u>257,800</u>	<u>300,400</u>	<u>329,500</u>	<u>358,700</u>	<u>407,600</u>
<u>22</u>	<u>168,800</u>	<u>226,200</u>	<u>259,600</u>	<u>302,500</u>	<u>331,600</u>	<u>360,600</u>	<u>409,400</u>
<u>23</u>	<u>171,400</u>	<u>227,800</u>	<u>261,400</u>	<u>304,500</u>	<u>333,600</u>	<u>362,600</u>	<u>411,200</u>
<u>24</u>	<u>174,000</u>	<u>229,400</u>	<u>263,100</u>	<u>306,600</u>	<u>335,700</u>	<u>364,500</u>	<u>413,100</u>
<u>25</u>	<u>176,700</u>	<u>230,800</u>	<u>265,100</u>	<u>308,400</u>	<u>337,300</u>	<u>366,500</u>	<u>414,900</u>
<u>26</u>	<u>178,400</u>	<u>232,300</u>	<u>267,000</u>	<u>310,500</u>	<u>339,200</u>	<u>368,400</u>	<u>416,400</u>
<u>27</u>	<u>180,100</u>	<u>233,800</u>	<u>268,800</u>	<u>312,600</u>	<u>341,100</u>	<u>370,400</u>	<u>417,900</u>
<u>28</u>	<u>181,800</u>	<u>235,100</u>	<u>270,700</u>	<u>314,600</u>	<u>343,000</u>	<u>372,400</u>	<u>419,500</u>
<u>29</u>	<u>183,300</u>	<u>236,400</u>	<u>272,400</u>	<u>316,600</u>	<u>344,700</u>	<u>373,900</u>	<u>421,100</u>
<u>30</u>	<u>185,100</u>	<u>237,600</u>	<u>274,300</u>	<u>318,600</u>	<u>346,600</u>	<u>375,700</u>	<u>422,400</u>
<u>31</u>	<u>186,900</u>	<u>238,700</u>	<u>276,200</u>	<u>320,700</u>	<u>348,500</u>	<u>377,500</u>	<u>423,700</u>
<u>32</u>	<u>188,600</u>	<u>239,900</u>	<u>278,000</u>	<u>322,800</u>	<u>350,300</u>	<u>379,100</u>	<u>424,900</u>
<u>33</u>	<u>190,200</u>	<u>241,200</u>	<u>279,700</u>	<u>324,300</u>	<u>352,200</u>	<u>380,900</u>	<u>426,100</u>
<u>34</u>	<u>191,700</u>	<u>242,500</u>	<u>281,600</u>	<u>326,300</u>	<u>354,000</u>	<u>382,300</u>	<u>427,400</u>
<u>35</u>	<u>193,200</u>	<u>243,700</u>	<u>283,400</u>	<u>328,200</u>	<u>355,800</u>	<u>383,800</u>	<u>428,700</u>
<u>36</u>	<u>194,700</u>	<u>245,000</u>	<u>285,300</u>	<u>330,300</u>	<u>357,500</u>	<u>385,400</u>	<u>429,900</u>
<u>37</u>	<u>196,000</u>	<u>246,000</u>	<u>287,000</u>	<u>332,200</u>	<u>358,900</u>	<u>386,800</u>	<u>431,100</u>
<u>38</u>	<u>197,300</u>	<u>247,400</u>	<u>288,700</u>	<u>334,100</u>	<u>360,200</u>	<u>388,000</u>	<u>431,900</u>
<u>39</u>	<u>198,600</u>	<u>248,900</u>	<u>290,500</u>	<u>336,100</u>	<u>361,600</u>	<u>389,200</u>	<u>432,700</u>
<u>40</u>	<u>199,900</u>	<u>250,400</u>	<u>292,300</u>	<u>338,000</u>	<u>363,000</u>	<u>390,300</u>	<u>433,500</u>
<u>41</u>	<u>201,200</u>	<u>251,800</u>	<u>294,000</u>	<u>339,900</u>	<u>364,300</u>	<u>391,400</u>	<u>434,100</u>
<u>42</u>	<u>202,500</u>	<u>253,200</u>	<u>295,700</u>	<u>341,800</u>	<u>365,200</u>	<u>392,600</u>	<u>434,800</u>
<u>43</u>	<u>203,800</u>	<u>254,600</u>	<u>297,400</u>	<u>343,600</u>	<u>366,300</u>	<u>393,800</u>	<u>435,500</u>
<u>44</u>	<u>205,100</u>	<u>256,000</u>	<u>299,000</u>	<u>345,500</u>	<u>367,400</u>	<u>394,900</u>	<u>436,200</u>
<u>45</u>	<u>206,300</u>	<u>257,200</u>	<u>300,700</u>	<u>347,000</u>	<u>368,200</u>	<u>395,600</u>	<u>437,000</u>
<u>46</u>	<u>207,600</u>	<u>258,500</u>	<u>302,400</u>	<u>348,400</u>	<u>369,100</u>	<u>396,300</u>	<u>437,800</u>
<u>47</u>	<u>208,900</u>	<u>259,900</u>	<u>304,000</u>	<u>349,900</u>	<u>370,000</u>	<u>397,000</u>	<u>438,200</u>
<u>19</u>	<u>160,700</u>	<u>219,000</u>	<u>252,900</u>	<u>295,100</u>	<u>324,300</u>	<u>353,700</u>	<u>402,800</u>
<u>20</u>	<u>162,200</u>	<u>220,600</u>	<u>254,700</u>	<u>297,100</u>	<u>326,300</u>	<u>355,600</u>	<u>404,600</u>
<u>21</u>	<u>163,600</u>	<u>222,200</u>	<u>256,400</u>	<u>299,200</u>	<u>328,300</u>	<u>357,600</u>	<u>406,500</u>
<u>22</u>	<u>166,300</u>	<u>223,900</u>	<u>258,300</u>	<u>301,300</u>	<u>330,400</u>	<u>359,500</u>	<u>408,300</u>
<u>23</u>	<u>168,900</u>	<u>225,600</u>	<u>260,200</u>	<u>303,300</u>	<u>332,400</u>	<u>361,500</u>	<u>410,100</u>
<u>24</u>	<u>171,500</u>	<u>227,200</u>	<u>261,900</u>	<u>305,400</u>	<u>334,500</u>	<u>363,400</u>	<u>412,000</u>
<u>25</u>	<u>174,200</u>	<u>228,700</u>	<u>263,900</u>	<u>307,200</u>	<u>336,100</u>	<u>365,400</u>	<u>413,800</u>
<u>26</u>	<u>175,900</u>	<u>230,300</u>	<u>265,800</u>	<u>309,300</u>	<u>338,000</u>	<u>367,300</u>	<u>415,300</u>
<u>27</u>	<u>177,600</u>	<u>231,800</u>	<u>267,600</u>	<u>311,400</u>	<u>340,000</u>	<u>369,300</u>	<u>416,800</u>
<u>28</u>	<u>179,300</u>	<u>233,200</u>	<u>269,500</u>	<u>313,400</u>	<u>341,900</u>	<u>371,300</u>	<u>418,400</u>
<u>29</u>	<u>180,800</u>	<u>234,600</u>	<u>271,200</u>	<u>315,400</u>	<u>343,600</u>	<u>372,800</u>	<u>420,000</u>
<u>30</u>	<u>182,600</u>	<u>235,800</u>	<u>273,100</u>	<u>317,400</u>	<u>345,500</u>	<u>374,600</u>	<u>421,300</u>
<u>31</u>	<u>184,400</u>	<u>237,000</u>	<u>275,000</u>	<u>319,500</u>	<u>347,400</u>	<u>376,400</u>	<u>422,600</u>
<u>32</u>	<u>186,100</u>	<u>238,300</u>	<u>276,800</u>	<u>321,600</u>	<u>349,200</u>	<u>378,000</u>	<u>423,800</u>
<u>33</u>	<u>187,700</u>	<u>239,600</u>	<u>278,500</u>	<u>323,100</u>	<u>351,100</u>	<u>379,800</u>	<u>425,000</u>
<u>34</u>	<u>189,200</u>	<u>241,000</u>	<u>280,400</u>	<u>325,100</u>	<u>352,900</u>	<u>381,200</u>	<u>426,300</u>
<u>35</u>	<u>190,700</u>	<u>242,300</u>	<u>282,200</u>	<u>327,100</u>	<u>354,700</u>	<u>382,700</u>	<u>427,600</u>
<u>36</u>	<u>192,200</u>	<u>243,600</u>	<u>284,100</u>	<u>329,200</u>	<u>356,400</u>	<u>384,300</u>	<u>428,800</u>
<u>37</u>	<u>193,500</u>	<u>244,600</u>	<u>285,800</u>	<u>331,100</u>	<u>357,800</u>	<u>385,700</u>	<u>430,000</u>
<u>38</u>	<u>194,800</u>	<u>246,100</u>	<u>287,500</u>	<u>333,000</u>	<u>359,100</u>	<u>386,900</u>	<u>430,800</u>
<u>39</u>	<u>196,100</u>	<u>247,700</u>	<u>289,300</u>	<u>335,000</u>	<u>360,500</u>	<u>388,100</u>	<u>431,600</u>
<u>40</u>	<u>197,400</u>	<u>249,200</u>	<u>291,100</u>	<u>336,900</u>	<u>361,900</u>	<u>389,200</u>	<u>432,400</u>
<u>41</u>	<u>198,700</u>	<u>250,600</u>	<u>292,800</u>	<u>338,800</u>	<u>363,200</u>	<u>390,300</u>	<u>433,000</u>
<u>42</u>	<u>200,000</u>	<u>252,000</u>	<u>294,500</u>	<u>340,700</u>	<u>364,100</u>	<u>391,500</u>	<u>433,700</u>
<u>43</u>	<u>201,300</u>	<u>253,400</u>	<u>296,200</u>	<u>342,500</u>	<u>365,200</u>	<u>392,700</u>	<u>434,400</u>
<u>44</u>	<u>202,600</u>	<u>254,800</u>	<u>297,800</u>	<u>344,400</u>	<u>366,300</u>	<u>393,800</u>	<u>435,100</u>
<u>45</u>	<u>203,800</u>	<u>256,000</u>	<u>299,500</u>	<u>345,900</u>	<u>367,400</u>	<u>394,900</u>	<u>435,900</u>
<u>46</u>	<u>205,100</u>	<u>257,300</u>	<u>301,200</u>	<u>347,300</u>	<u>368,000</u>	<u>395,200</u>	<u>436,700</u>
<u>47</u>	<u>206,400</u>	<u>258,700</u>	<u>302,800</u>	<u>348,800</u>	<u>369,000</u>	<u>396,900</u>	<u>437,100</u>

<u>48</u>	<u>210,200</u>	<u>261,300</u>	<u>305,700</u>	<u>351,400</u>	<u>370,900</u>	<u>397,700</u>	<u>438,900</u>	<u>207,700</u>	<u>260,100</u>	<u>304,500</u>	<u>350,300</u>	<u>369,800</u>	<u>396,600</u>	<u>437,800</u>
<u>49</u>	<u>211,300</u>	<u>262,600</u>	<u>306,900</u>	<u>353,000</u>	<u>371,800</u>	<u>398,300</u>	<u>439,400</u>	<u>208,800</u>	<u>261,400</u>	<u>305,700</u>	<u>351,900</u>	<u>370,700</u>	<u>397,200</u>	<u>438,300</u>
<u>50</u>	<u>212,400</u>	<u>263,700</u>	<u>308,400</u>	<u>353,800</u>	<u>372,600</u>	<u>398,900</u>	<u>439,800</u>	<u>209,900</u>	<u>262,500</u>	<u>307,200</u>	<u>352,700</u>	<u>371,500</u>	<u>397,800</u>	<u>438,700</u>
<u>51</u>	<u>213,400</u>	<u>265,000</u>	<u>309,900</u>	<u>355,000</u>	<u>373,400</u>	<u>399,400</u>	<u>440,200</u>	<u>211,000</u>	<u>263,800</u>	<u>308,800</u>	<u>353,900</u>	<u>372,300</u>	<u>398,300</u>	<u>439,100</u>
<u>52</u>	<u>214,500</u>	<u>266,300</u>	<u>311,500</u>	<u>356,000</u>	<u>374,200</u>	<u>399,800</u>	<u>440,600</u>	<u>212,100</u>	<u>265,100</u>	<u>310,400</u>	<u>354,900</u>	<u>373,100</u>	<u>398,700</u>	<u>439,500</u>
<u>53</u>	<u>215,600</u>	<u>267,400</u>	<u>313,100</u>	<u>356,900</u>	<u>374,900</u>	<u>400,200</u>	<u>441,000</u>	<u>213,300</u>	<u>266,200</u>	<u>312,000</u>	<u>355,800</u>	<u>373,800</u>	<u>399,100</u>	<u>439,900</u>
<u>54</u>	<u>216,600</u>	<u>268,500</u>	<u>314,700</u>	<u>358,000</u>	<u>375,600</u>	<u>400,500</u>	<u>441,400</u>	<u>214,300</u>	<u>267,300</u>	<u>313,600</u>	<u>356,900</u>	<u>374,500</u>	<u>399,400</u>	<u>440,300</u>
<u>55</u>	<u>217,500</u>	<u>269,800</u>	<u>316,300</u>	<u>358,900</u>	<u>376,300</u>	<u>400,800</u>	<u>441,800</u>	<u>215,300</u>	<u>268,600</u>	<u>315,200</u>	<u>357,800</u>	<u>375,200</u>	<u>399,700</u>	<u>440,700</u>
<u>56</u>	<u>218,500</u>	<u>271,100</u>	<u>317,800</u>	<u>360,000</u>	<u>377,000</u>	<u>401,100</u>	<u>442,100</u>	<u>216,300</u>	<u>269,900</u>	<u>316,700</u>	<u>358,900</u>	<u>375,900</u>	<u>400,000</u>	<u>441,000</u>
<u>57</u>	<u>219,200</u>	<u>272,200</u>	<u>319,300</u>	<u>360,900</u>	<u>377,500</u>	<u>401,400</u>	<u>442,400</u>	<u>217,100</u>	<u>271,000</u>	<u>318,200</u>	<u>359,800</u>	<u>376,400</u>	<u>400,300</u>	<u>441,300</u>
<u>58</u>	<u>220,100</u>	<u>273,200</u>	<u>320,500</u>	<u>361,600</u>	<u>378,100</u>	<u>401,700</u>	<u>442,800</u>	<u>218,100</u>	<u>272,000</u>	<u>319,400</u>	<u>360,500</u>	<u>377,000</u>	<u>400,600</u>	<u>441,700</u>
<u>59</u>	<u>221,000</u>	<u>274,300</u>	<u>321,700</u>	<u>362,300</u>	<u>378,700</u>	<u>402,000</u>	<u>443,100</u>	<u>219,000</u>	<u>273,100</u>	<u>320,600</u>	<u>361,200</u>	<u>377,600</u>	<u>400,900</u>	<u>442,000</u>
<u>60</u>	<u>221,900</u>	<u>275,400</u>	<u>322,900</u>	<u>363,000</u>	<u>379,400</u>	<u>402,300</u>	<u>443,400</u>	<u>220,000</u>	<u>274,200</u>	<u>321,800</u>	<u>361,900</u>	<u>378,300</u>	<u>401,200</u>	<u>442,300</u>
<u>61</u>	<u>222,600</u>	<u>276,600</u>	<u>323,600</u>	<u>363,400</u>	<u>379,800</u>	<u>402,600</u>	<u>443,700</u>	<u>220,800</u>	<u>275,400</u>	<u>322,500</u>	<u>362,300</u>	<u>378,700</u>	<u>401,500</u>	<u>442,600</u>
<u>62</u>	<u>223,600</u>	<u>277,600</u>	<u>324,500</u>	<u>364,000</u>	<u>380,500</u>	<u>402,900</u>		<u>221,800</u>	<u>276,400</u>	<u>323,400</u>	<u>362,900</u>	<u>379,400</u>	<u>401,800</u>	
<u>63</u>	<u>224,500</u>	<u>278,500</u>	<u>325,300</u>	<u>364,700</u>	<u>381,100</u>	<u>403,200</u>		<u>222,800</u>	<u>277,300</u>	<u>324,200</u>	<u>363,600</u>	<u>380,000</u>	<u>402,100</u>	
<u>64</u>	<u>225,400</u>	<u>279,500</u>	<u>326,100</u>	<u>365,400</u>	<u>381,700</u>	<u>403,500</u>		<u>223,800</u>	<u>278,300</u>	<u>325,000</u>	<u>364,300</u>	<u>380,600</u>	<u>402,400</u>	
<u>65</u>	<u>226,100</u>	<u>280,300</u>	<u>327,000</u>	<u>365,700</u>	<u>382,100</u>	<u>403,800</u>		<u>224,500</u>	<u>279,100</u>	<u>325,900</u>	<u>364,600</u>	<u>381,000</u>	<u>402,700</u>	
<u>66</u>	<u>227,000</u>	<u>281,200</u>	<u>327,400</u>	<u>366,400</u>	<u>382,700</u>	<u>404,100</u>		<u>225,500</u>	<u>280,000</u>	<u>326,300</u>	<u>365,300</u>	<u>381,600</u>	<u>403,000</u>	
<u>67</u>	<u>227,900</u>	<u>281,900</u>	<u>328,100</u>	<u>367,100</u>	<u>383,300</u>	<u>404,400</u>		<u>226,500</u>	<u>280,800</u>	<u>327,000</u>	<u>366,000</u>	<u>382,200</u>	<u>403,300</u>	
<u>68</u>	<u>229,000</u>	<u>282,800</u>	<u>328,900</u>	<u>367,800</u>	<u>383,900</u>	<u>404,700</u>		<u>227,600</u>	<u>281,700</u>	<u>327,800</u>	<u>366,700</u>	<u>382,800</u>	<u>403,600</u>	
<u>69</u>	<u>229,800</u>	<u>283,800</u>	<u>329,700</u>	<u>368,100</u>	<u>384,300</u>	<u>404,900</u>		<u>228,400</u>	<u>282,700</u>	<u>328,600</u>	<u>367,000</u>	<u>383,200</u>	<u>403,800</u>	
<u>70</u>	<u>230,500</u>	<u>284,600</u>	<u>330,400</u>	<u>368,700</u>	<u>384,800</u>	<u>405,200</u>		<u>229,200</u>	<u>283,500</u>	<u>329,300</u>	<u>367,600</u>	<u>383,700</u>	<u>404,100</u>	
<u>71</u>	<u>231,200</u>	<u>285,400</u>	<u>331,100</u>	<u>369,400</u>	<u>385,300</u>	<u>405,500</u>		<u>230,000</u>	<u>284,300</u>	<u>330,000</u>	<u>368,300</u>	<u>384,200</u>	<u>404,400</u>	
<u>72</u>	<u>232,000</u>	<u>286,200</u>	<u>331,800</u>	<u>370,000</u>	<u>385,900</u>	<u>405,800</u>		<u>230,800</u>	<u>285,100</u>	<u>330,700</u>	<u>368,900</u>	<u>384,800</u>	<u>404,700</u>	
<u>73</u>	<u>232,800</u>	<u>287,000</u>	<u>332,300</u>	<u>370,300</u>	<u>386,200</u>	<u>406,000</u>		<u>231,600</u>	<u>285,900</u>	<u>331,200</u>	<u>369,200</u>	<u>385,100</u>	<u>404,900</u>	
<u>74</u>	<u>233,500</u>	<u>287,500</u>	<u>332,900</u>	<u>370,900</u>	<u>386,600</u>	<u>406,300</u>		<u>232,300</u>	<u>286,400</u>	<u>331,800</u>	<u>369,800</u>	<u>385,500</u>	<u>405,200</u>	
<u>75</u>	<u>234,200</u>	<u>287,900</u>	<u>333,400</u>	<u>371,600</u>	<u>387,000</u>	<u>406,600</u>		<u>233,000</u>	<u>286,800</u>	<u>332,300</u>	<u>370,500</u>	<u>385,900</u>	<u>405,500</u>	
<u>76</u>	<u>234,900</u>	<u>288,400</u>	<u>334,000</u>	<u>372,200</u>	<u>387,400</u>	<u>406,800</u>		<u>233,700</u>	<u>287,300</u>	<u>332,900</u>	<u>371,100</u>	<u>386,300</u>	<u>405,700</u>	

<u>77</u>	<u>235,600</u>	<u>288,500</u>	<u>334,300</u>	<u>372,600</u>	<u>387,700</u>	<u>407,000</u>
<u>78</u>	<u>236,400</u>	<u>288,900</u>	<u>334,800</u>	<u>373,100</u>	<u>388,000</u>	<u>407,300</u>
<u>79</u>	<u>237,200</u>	<u>289,100</u>	<u>335,200</u>	<u>373,700</u>	<u>388,300</u>	<u>407,600</u>
<u>80</u>	<u>238,000</u>	<u>289,500</u>	<u>335,700</u>	<u>374,200</u>	<u>388,600</u>	<u>407,800</u>
<u>81</u>	<u>238,700</u>	<u>289,700</u>	<u>336,100</u>	<u>374,700</u>	<u>388,800</u>	<u>408,000</u>
<u>82</u>	<u>239,400</u>	<u>289,900</u>	<u>336,600</u>	<u>375,300</u>	<u>389,100</u>	<u>408,300</u>
<u>83</u>	<u>240,100</u>	<u>290,300</u>	<u>337,100</u>	<u>375,800</u>	<u>389,400</u>	<u>408,600</u>
<u>84</u>	<u>240,800</u>	<u>290,600</u>	<u>337,600</u>	<u>376,100</u>	<u>389,600</u>	<u>408,800</u>
<u>85</u>	<u>241,500</u>	<u>290,900</u>	<u>337,900</u>	<u>376,500</u>	<u>389,800</u>	<u>409,000</u>
<u>86</u>	<u>242,200</u>	<u>291,200</u>	<u>338,300</u>	<u>377,000</u>	<u>390,100</u>	
<u>87</u>	<u>242,900</u>	<u>291,500</u>	<u>338,800</u>	<u>377,400</u>	<u>390,400</u>	
<u>88</u>	<u>243,600</u>	<u>291,900</u>	<u>339,200</u>	<u>377,800</u>	<u>390,600</u>	
<u>89</u>	<u>244,300</u>	<u>292,200</u>	<u>339,500</u>	<u>378,200</u>	<u>390,800</u>	
<u>90</u>	<u>244,800</u>	<u>292,600</u>	<u>339,900</u>	<u>378,700</u>	<u>391,100</u>	
<u>91</u>	<u>245,300</u>	<u>292,900</u>	<u>340,400</u>	<u>379,100</u>	<u>391,400</u>	
<u>92</u>	<u>245,800</u>	<u>293,300</u>	<u>340,800</u>	<u>379,500</u>	<u>391,600</u>	
<u>93</u>	<u>246,100</u>	<u>293,400</u>	<u>341,000</u>	<u>379,800</u>	<u>391,800</u>	
<u>94</u>		<u>293,600</u>	<u>341,400</u>			
<u>95</u>		<u>294,000</u>	<u>341,900</u>			
<u>96</u>		<u>294,400</u>	<u>342,300</u>			
<u>97</u>		<u>294,600</u>	<u>342,400</u>			
<u>98</u>		<u>294,900</u>	<u>342,900</u>			
<u>99</u>		<u>295,300</u>	<u>343,300</u>			
<u>100</u>		<u>295,700</u>	<u>343,600</u>			
<u>101</u>		<u>295,900</u>	<u>343,900</u>			
<u>102</u>		<u>296,200</u>	<u>344,300</u>			
<u>103</u>		<u>296,600</u>	<u>344,700</u>			
<u>104</u>		<u>296,900</u>	<u>345,100</u>			
<u>105</u>		<u>297,100</u>	<u>345,600</u>			
<u>77</u>	<u>234,400</u>	<u>287,400</u>	<u>333,200</u>	<u>371,500</u>	<u>386,600</u>	<u>405,900</u>
<u>78</u>	<u>235,200</u>	<u>287,800</u>	<u>333,700</u>	<u>372,000</u>	<u>386,900</u>	<u>406,200</u>
<u>79</u>	<u>236,000</u>	<u>288,000</u>	<u>334,100</u>	<u>372,600</u>	<u>387,200</u>	<u>406,500</u>
<u>80</u>	<u>236,800</u>	<u>288,400</u>	<u>334,600</u>	<u>373,100</u>	<u>387,500</u>	<u>406,700</u>
<u>81</u>	<u>237,500</u>	<u>288,600</u>	<u>335,000</u>	<u>373,600</u>	<u>387,700</u>	<u>406,900</u>
<u>82</u>	<u>238,200</u>	<u>288,800</u>	<u>335,500</u>	<u>374,200</u>	<u>388,000</u>	<u>407,200</u>
<u>83</u>	<u>238,900</u>	<u>289,200</u>	<u>336,000</u>	<u>374,700</u>	<u>388,300</u>	<u>407,500</u>
<u>84</u>	<u>239,600</u>	<u>289,500</u>	<u>336,500</u>	<u>375,000</u>	<u>388,500</u>	<u>407,700</u>
<u>85</u>	<u>240,300</u>	<u>289,800</u>	<u>336,800</u>	<u>375,400</u>	<u>388,700</u>	<u>407,900</u>
<u>86</u>	<u>241,000</u>	<u>290,100</u>	<u>337,200</u>	<u>375,900</u>	<u>389,000</u>	
<u>87</u>	<u>241,700</u>	<u>290,400</u>	<u>337,700</u>	<u>376,300</u>	<u>389,300</u>	
<u>88</u>	<u>242,400</u>	<u>290,800</u>	<u>338,100</u>	<u>376,700</u>	<u>389,500</u>	
<u>89</u>	<u>243,100</u>	<u>291,100</u>	<u>338,400</u>	<u>377,100</u>	<u>389,700</u>	
<u>90</u>	<u>243,600</u>	<u>291,500</u>	<u>338,800</u>	<u>377,600</u>	<u>390,000</u>	
<u>91</u>	<u>244,100</u>	<u>291,800</u>	<u>339,300</u>	<u>378,000</u>	<u>390,300</u>	
<u>92</u>	<u>244,600</u>	<u>292,200</u>	<u>339,700</u>	<u>378,400</u>	<u>390,500</u>	
<u>93</u>	<u>244,900</u>	<u>292,300</u>	<u>339,900</u>	<u>378,700</u>	<u>390,700</u>	
<u>94</u>		<u>292,500</u>	<u>340,300</u>			
<u>95</u>		<u>292,900</u>	<u>340,800</u>			
<u>96</u>		<u>293,300</u>	<u>341,200</u>			
<u>97</u>		<u>293,500</u>	<u>341,300</u>			
<u>98</u>		<u>293,800</u>	<u>341,800</u>			
<u>99</u>		<u>294,200</u>	<u>342,200</u>			
<u>100</u>		<u>294,600</u>	<u>342,500</u>			
<u>101</u>		<u>294,800</u>	<u>342,800</u>			
<u>102</u>		<u>295,100</u>	<u>343,200</u>			
<u>103</u>		<u>295,500</u>	<u>343,600</u>			
<u>104</u>		<u>295,800</u>	<u>344,000</u>			
<u>105</u>		<u>296,000</u>	<u>344,500</u>			

106	297,400	346,000							
107	297,800	346,400							
108	298,100	346,800							
109	298,300	347,300							
110	298,700	347,700							
111	299,100	348,000							
112	299,400	348,300							
113	299,500	348,800							
114	299,800								
115	300,100								
116	300,500								
117	300,700								
118	300,900								
119	301,200								
120	301,500								
121	301,900								
122	302,100								
123	302,400								
124	302,700								
125	303,000								
再任用職員	186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600		
106	296,300	344,900							
107	296,700	345,300							
108	297,000	345,700							
109	297,200	346,200							
110	297,600	346,600							
111	298,000	346,900							
112	298,300	347,200							
113	298,400	347,700							
114	298,700								
115	299,000								
116	299,400								
117	299,600								
118	299,800								
119	300,100								
120	300,400								
121	300,800								
122	301,000								
123	301,300								
124	301,600								
125	301,900								
再任用職員	185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500		

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第4条関係) 消防職給料表

職員 の区 分	職務 の級						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第4条関係) 消防職給料表

職員 の区 分	職務 の級						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料

再任用職員以外の職員	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300

<u>27</u>	<u>180,100</u>	<u>233,800</u>	<u>268,800</u>	<u>312,600</u>	<u>341,100</u>	<u>370,400</u>	<u>417,900</u>
<u>28</u>	<u>181,800</u>	<u>235,100</u>	<u>270,700</u>	<u>314,600</u>	<u>343,000</u>	<u>372,400</u>	<u>419,500</u>
<u>29</u>	<u>183,300</u>	<u>236,400</u>	<u>272,400</u>	<u>316,600</u>	<u>344,700</u>	<u>373,900</u>	<u>421,100</u>
<u>30</u>	<u>185,100</u>	<u>237,600</u>	<u>274,300</u>	<u>318,600</u>	<u>346,600</u>	<u>375,700</u>	<u>422,400</u>
<u>31</u>	<u>186,900</u>	<u>238,700</u>	<u>276,200</u>	<u>320,700</u>	<u>348,500</u>	<u>377,500</u>	<u>423,700</u>
<u>32</u>	<u>188,600</u>	<u>239,900</u>	<u>278,000</u>	<u>322,800</u>	<u>350,300</u>	<u>379,100</u>	<u>424,900</u>
<u>33</u>	<u>190,200</u>	<u>241,200</u>	<u>279,700</u>	<u>324,300</u>	<u>352,200</u>	<u>380,900</u>	<u>426,100</u>
<u>34</u>	<u>191,700</u>	<u>242,500</u>	<u>281,600</u>	<u>326,300</u>	<u>354,000</u>	<u>382,300</u>	<u>427,400</u>
<u>35</u>	<u>193,200</u>	<u>243,700</u>	<u>283,400</u>	<u>328,200</u>	<u>355,800</u>	<u>383,800</u>	<u>428,700</u>
<u>36</u>	<u>194,700</u>	<u>245,000</u>	<u>285,300</u>	<u>330,300</u>	<u>357,500</u>	<u>385,400</u>	<u>429,900</u>
<u>37</u>	<u>196,000</u>	<u>246,000</u>	<u>287,000</u>	<u>332,200</u>	<u>358,900</u>	<u>386,800</u>	<u>431,100</u>
<u>38</u>	<u>197,300</u>	<u>247,400</u>	<u>288,700</u>	<u>334,100</u>	<u>360,200</u>	<u>388,000</u>	<u>431,900</u>
<u>39</u>	<u>198,600</u>	<u>248,900</u>	<u>290,500</u>	<u>336,100</u>	<u>361,600</u>	<u>389,200</u>	<u>432,700</u>
<u>40</u>	<u>199,900</u>	<u>250,400</u>	<u>292,300</u>	<u>338,000</u>	<u>363,000</u>	<u>390,300</u>	<u>433,500</u>
<u>41</u>	<u>201,200</u>	<u>251,800</u>	<u>294,000</u>	<u>339,900</u>	<u>364,300</u>	<u>391,400</u>	<u>434,100</u>
<u>42</u>	<u>202,500</u>	<u>253,200</u>	<u>295,700</u>	<u>341,800</u>	<u>365,200</u>	<u>392,600</u>	<u>434,800</u>
<u>43</u>	<u>203,800</u>	<u>254,600</u>	<u>297,400</u>	<u>343,600</u>	<u>366,300</u>	<u>393,800</u>	<u>435,500</u>
<u>44</u>	<u>205,100</u>	<u>256,000</u>	<u>299,000</u>	<u>345,500</u>	<u>367,400</u>	<u>394,900</u>	<u>436,200</u>
<u>45</u>	<u>206,300</u>	<u>257,200</u>	<u>300,700</u>	<u>347,000</u>	<u>368,200</u>	<u>395,600</u>	<u>437,000</u>
<u>46</u>	<u>207,600</u>	<u>258,500</u>	<u>302,400</u>	<u>348,400</u>	<u>369,100</u>	<u>396,300</u>	<u>437,800</u>
<u>47</u>	<u>208,900</u>	<u>259,900</u>	<u>304,000</u>	<u>349,900</u>	<u>370,000</u>	<u>397,000</u>	<u>438,200</u>
<u>48</u>	<u>210,200</u>	<u>261,300</u>	<u>305,700</u>	<u>351,400</u>	<u>370,900</u>	<u>397,700</u>	<u>438,900</u>
<u>49</u>	<u>211,300</u>	<u>262,600</u>	<u>306,900</u>	<u>353,000</u>	<u>371,800</u>	<u>398,300</u>	<u>439,400</u>
<u>50</u>	<u>212,400</u>	<u>263,700</u>	<u>308,400</u>	<u>353,800</u>	<u>372,600</u>	<u>398,900</u>	<u>439,800</u>
<u>51</u>	<u>213,400</u>	<u>265,000</u>	<u>309,900</u>	<u>355,000</u>	<u>373,400</u>	<u>399,400</u>	<u>440,200</u>
<u>52</u>	<u>214,500</u>	<u>266,300</u>	<u>311,500</u>	<u>356,000</u>	<u>374,200</u>	<u>399,800</u>	<u>440,600</u>
<u>53</u>	<u>215,600</u>	<u>267,400</u>	<u>313,100</u>	<u>356,900</u>	<u>374,900</u>	<u>400,200</u>	<u>441,000</u>
<u>54</u>	<u>216,600</u>	<u>268,500</u>	<u>314,700</u>	<u>358,000</u>	<u>375,600</u>	<u>400,500</u>	<u>441,400</u>
<u>55</u>	<u>217,500</u>	<u>269,800</u>	<u>316,300</u>	<u>358,900</u>	<u>376,300</u>	<u>400,800</u>	<u>441,800</u>
<u>27</u>	<u>177,600</u>	<u>231,800</u>	<u>267,600</u>	<u>311,400</u>	<u>340,000</u>	<u>369,300</u>	<u>416,800</u>
<u>28</u>	<u>179,300</u>	<u>233,200</u>	<u>269,500</u>	<u>313,400</u>	<u>341,900</u>	<u>371,300</u>	<u>418,400</u>
<u>29</u>	<u>180,800</u>	<u>234,600</u>	<u>271,200</u>	<u>315,400</u>	<u>343,600</u>	<u>372,800</u>	<u>420,000</u>
<u>30</u>	<u>182,600</u>	<u>235,800</u>	<u>273,100</u>	<u>317,400</u>	<u>345,500</u>	<u>374,600</u>	<u>421,300</u>
<u>31</u>	<u>184,400</u>	<u>237,000</u>	<u>275,000</u>	<u>319,500</u>	<u>347,400</u>	<u>376,400</u>	<u>422,600</u>
<u>32</u>	<u>186,100</u>	<u>238,300</u>	<u>276,800</u>	<u>321,600</u>	<u>349,200</u>	<u>378,000</u>	<u>423,800</u>
<u>33</u>	<u>187,700</u>	<u>239,600</u>	<u>278,500</u>	<u>323,100</u>	<u>351,100</u>	<u>379,800</u>	<u>425,000</u>
<u>34</u>	<u>189,200</u>	<u>241,000</u>	<u>280,400</u>	<u>325,100</u>	<u>352,900</u>	<u>381,200</u>	<u>426,300</u>
<u>35</u>	<u>190,700</u>	<u>242,300</u>	<u>282,200</u>	<u>327,100</u>	<u>354,700</u>	<u>382,700</u>	<u>427,600</u>
<u>36</u>	<u>192,200</u>	<u>243,600</u>	<u>284,100</u>	<u>329,200</u>	<u>356,400</u>	<u>384,300</u>	<u>428,800</u>
<u>37</u>	<u>193,500</u>	<u>244,600</u>	<u>285,800</u>	<u>331,100</u>	<u>357,800</u>	<u>385,700</u>	<u>430,000</u>
<u>38</u>	<u>194,800</u>	<u>246,100</u>	<u>287,500</u>	<u>333,000</u>	<u>359,100</u>	<u>386,900</u>	<u>430,800</u>
<u>39</u>	<u>196,100</u>	<u>247,700</u>	<u>289,300</u>	<u>335,000</u>	<u>360,500</u>	<u>388,100</u>	<u>431,600</u>
<u>40</u>	<u>197,400</u>	<u>249,200</u>	<u>291,100</u>	<u>336,900</u>	<u>361,900</u>	<u>389,200</u>	<u>432,400</u>
<u>41</u>	<u>198,700</u>	<u>250,600</u>	<u>292,800</u>	<u>338,800</u>	<u>363,200</u>	<u>390,300</u>	<u>433,000</u>
<u>42</u>	<u>200,000</u>	<u>252,000</u>	<u>294,500</u>	<u>340,700</u>	<u>364,100</u>	<u>391,500</u>	<u>433,700</u>
<u>43</u>	<u>201,300</u>	<u>253,400</u>	<u>296,200</u>	<u>342,500</u>	<u>365,200</u>	<u>392,700</u>	<u>434,400</u>
<u>44</u>	<u>202,600</u>	<u>254,800</u>	<u>297,800</u>	<u>344,400</u>	<u>366,300</u>	<u>393,800</u>	<u>435,100</u>
<u>45</u>	<u>203,800</u>	<u>256,000</u>	<u>299,500</u>	<u>345,900</u>	<u>367,100</u>	<u>394,500</u>	<u>435,900</u>
<u>46</u>	<u>205,100</u>	<u>257,300</u>	<u>301,200</u>	<u>347,300</u>	<u>368,000</u>	<u>395,200</u>	<u>436,700</u>
<u>47</u>	<u>206,400</u>	<u>258,700</u>	<u>302,800</u>	<u>348,800</u>	<u>368,900</u>	<u>395,900</u>	<u>437,100</u>
<u>48</u>	<u>207,700</u>	<u>260,100</u>	<u>304,500</u>	<u>350,300</u>	<u>369,800</u>	<u>396,600</u>	<u>437,800</u>
<u>49</u>	<u>208,800</u>	<u>261,400</u>	<u>305,700</u>	<u>351,900</u>	<u>370,700</u>	<u>397,200</u>	<u>438,300</u>
<u>50</u>	<u>209,900</u>	<u>262,500</u>	<u>307,200</u>	<u>352,700</u>	<u>371,500</u>	<u>397,800</u>	<u>438,700</u>
<u>51</u>	<u>211,000</u>	<u>263,800</u>	<u>308,800</u>	<u>353,900</u>	<u>372,300</u>	<u>398,300</u>	<u>439,100</u>
<u>52</u>	<u>212,100</u>	<u>265,100</u>	<u>310,400</u>	<u>354,900</u>	<u>373,100</u>	<u>398,700</u>	<u>439,500</u>
<u>53</u>	<u>213,300</u>	<u>266,200</u>	<u>312,000</u>	<u>355,800</u>	<u>373,800</u>	<u>399,100</u>	<u>439,900</u>
<u>54</u>	<u>214,300</u>	<u>267,300</u>	<u>313,600</u>	<u>356,900</u>	<u>374,500</u>	<u>399,400</u>	<u>440,300</u>
<u>55</u>	<u>215,300</u>	<u>268,600</u>	<u>315,200</u>	<u>357,800</u>	<u>375,200</u>	<u>399,700</u>	<u>440,700</u>

56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900	
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200	
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500	
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800	
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100	
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400	
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700	
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900	
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200	
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500	
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800	
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000	
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300	
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600	
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800	
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000	
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300	
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600	
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800	
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000	
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300	
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600	
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800	
56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000
57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300
58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700
59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000
60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300
61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600
62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800	
63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100	
64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400	
65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700	
66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000	
67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300	
68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600	
69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800	
70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100	
71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400	
72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700	
73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900	
74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200	
75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500	
76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700	
77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900	
78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200	
79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500	
80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700	
81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900	
82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200	
83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500	
84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700	
56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000
57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300
58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700
59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000
60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300
61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600
62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800	
63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100	
64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400	
65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700	
66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000	
67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300	
68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600	
69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800	
70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100	
71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400	
72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700	
73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900	
74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200	
75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500	
76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700	
77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900	
78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200	
79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500	
80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700	
81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900	
82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200	
83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500	
84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700	

85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100	
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400	
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600	
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800	
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100	
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400	
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600	
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800	
94		293,600	341,400			
95		294,000	341,900			
96		294,400	342,300			
97		294,600	342,400			
98		294,900	342,900			
99		295,300	343,300			
100		295,700	343,600			
101		295,900	343,900			
102		296,200	344,300			
103		296,600	344,700			
104		296,900	345,100			
105		297,100	345,600			
106		297,400	346,000			
107		297,800	346,400			
108		298,100	346,800			
109		298,300	347,300			
110		298,700	347,700			
111		299,100	348,000			
112		299,400	348,300			
113		299,500	348,800			
85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900
86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000	
87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300	
88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500	
89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700	
90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000	
91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300	
92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500	
93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700	
94		292,500	340,300			
95		292,900	340,800			
96		293,300	341,200			
97		293,500	341,300			
98		293,800	341,800			
99		294,200	342,200			
100		294,600	342,500			
101		294,800	342,800			
102		295,100	343,200			
103		295,500	343,600			
104		295,800	344,000			
105		296,000	344,500			
106		296,300	344,900			
107		296,700	345,300			
108		297,000	345,700			
109		297,200	346,200			
110		297,600	346,600			
111		298,000	346,900			
112		298,300	347,200			
113		298,400	347,700			

<u>7</u>	<u>260,700</u>	<u>346,800</u>	<u>411,200</u>	<u>483,600</u>	<u>627,700</u>	<u>7</u>	<u>257,500</u>	<u>344,400</u>	<u>409,600</u>	<u>482,200</u>	<u>626,400</u>
<u>8</u>	<u>264,500</u>	<u>349,900</u>	<u>414,000</u>	<u>485,800</u>	<u>632,300</u>	<u>8</u>	<u>261,300</u>	<u>347,700</u>	<u>412,400</u>	<u>484,400</u>	<u>631,000</u>
<u>9</u>	<u>268,100</u>	<u>352,900</u>	<u>416,600</u>	<u>487,800</u>	<u>636,700</u>	<u>9</u>	<u>264,900</u>	<u>350,700</u>	<u>415,000</u>	<u>486,500</u>	<u>635,400</u>
<u>10</u>	<u>272,100</u>	<u>355,900</u>	<u>419,300</u>	<u>489,900</u>	<u>641,200</u>	<u>10</u>	<u>268,900</u>	<u>353,900</u>	<u>417,700</u>	<u>488,600</u>	<u>639,900</u>
<u>11</u>	<u>276,100</u>	<u>359,000</u>	<u>422,000</u>	<u>492,000</u>	<u>645,700</u>	<u>11</u>	<u>272,900</u>	<u>357,100</u>	<u>420,400</u>	<u>490,700</u>	<u>644,400</u>
<u>12</u>	<u>280,100</u>	<u>362,200</u>	<u>424,700</u>	<u>494,100</u>	<u>650,200</u>	<u>12</u>	<u>276,900</u>	<u>360,300</u>	<u>423,100</u>	<u>492,800</u>	<u>648,900</u>
<u>13</u>	<u>283,900</u>	<u>365,300</u>	<u>427,200</u>	<u>496,200</u>	<u>654,600</u>	<u>13</u>	<u>280,700</u>	<u>363,400</u>	<u>425,600</u>	<u>494,900</u>	<u>653,300</u>
<u>14</u>	<u>287,900</u>	<u>368,900</u>	<u>429,700</u>	<u>498,300</u>	<u>659,100</u>	<u>14</u>	<u>284,700</u>	<u>367,100</u>	<u>428,100</u>	<u>497,000</u>	<u>657,800</u>
<u>15</u>	<u>291,800</u>	<u>372,300</u>	<u>432,100</u>	<u>500,400</u>	<u>663,600</u>	<u>15</u>	<u>288,700</u>	<u>370,700</u>	<u>430,500</u>	<u>499,100</u>	<u>662,300</u>
<u>16</u>	<u>295,700</u>	<u>376,000</u>	<u>434,600</u>	<u>502,500</u>	<u>667,900</u>	<u>16</u>	<u>292,700</u>	<u>374,400</u>	<u>433,000</u>	<u>501,200</u>	<u>666,600</u>
<u>17</u>	<u>299,500</u>	<u>379,600</u>	<u>436,800</u>	<u>504,600</u>	<u>672,300</u>	<u>17</u>	<u>296,500</u>	<u>378,000</u>	<u>435,200</u>	<u>503,300</u>	<u>671,000</u>
<u>18</u>	<u>303,100</u>	<u>382,300</u>	<u>439,200</u>	<u>506,600</u>	<u>676,800</u>	<u>18</u>	<u>300,100</u>	<u>380,700</u>	<u>437,600</u>	<u>505,300</u>	<u>675,500</u>
<u>19</u>	<u>306,600</u>	<u>385,100</u>	<u>441,600</u>	<u>508,600</u>	<u>681,300</u>	<u>19</u>	<u>303,700</u>	<u>383,500</u>	<u>440,000</u>	<u>507,300</u>	<u>680,000</u>
<u>20</u>	<u>310,200</u>	<u>387,900</u>	<u>444,000</u>	<u>510,600</u>	<u>685,800</u>	<u>20</u>	<u>307,300</u>	<u>386,300</u>	<u>442,400</u>	<u>509,300</u>	<u>684,500</u>
<u>21</u>	<u>313,800</u>	<u>390,800</u>	<u>446,000</u>	<u>512,400</u>	<u>690,100</u>	<u>21</u>	<u>311,000</u>	<u>389,200</u>	<u>444,500</u>	<u>511,100</u>	<u>688,800</u>
<u>22</u>	<u>317,500</u>	<u>393,400</u>	<u>448,400</u>	<u>514,200</u>	<u>694,700</u>	<u>22</u>	<u>314,800</u>	<u>391,800</u>	<u>446,900</u>	<u>512,900</u>	<u>693,400</u>
<u>23</u>	<u>321,000</u>	<u>396,000</u>	<u>450,800</u>	<u>516,100</u>	<u>699,300</u>	<u>23</u>	<u>318,500</u>	<u>394,400</u>	<u>449,300</u>	<u>514,800</u>	<u>698,000</u>
<u>24</u>	<u>324,700</u>	<u>398,600</u>	<u>453,100</u>	<u>518,000</u>	<u>703,900</u>	<u>24</u>	<u>322,200</u>	<u>397,000</u>	<u>451,600</u>	<u>516,700</u>	<u>702,600</u>
<u>25</u>	<u>328,200</u>	<u>400,900</u>	<u>455,300</u>	<u>519,700</u>	<u>708,600</u>	<u>25</u>	<u>325,800</u>	<u>399,400</u>	<u>453,800</u>	<u>518,400</u>	<u>707,300</u>
<u>26</u>	<u>331,000</u>	<u>403,200</u>	<u>457,600</u>	<u>521,500</u>	<u>713,000</u>	<u>26</u>	<u>328,600</u>	<u>401,700</u>	<u>456,100</u>	<u>520,200</u>	<u>711,700</u>
<u>27</u>	<u>333,700</u>	<u>405,500</u>	<u>459,800</u>	<u>523,300</u>	<u>717,400</u>	<u>27</u>	<u>331,400</u>	<u>404,000</u>	<u>458,400</u>	<u>522,000</u>	<u>716,100</u>
<u>28</u>	<u>336,300</u>	<u>407,800</u>	<u>462,100</u>	<u>525,100</u>	<u>721,800</u>	<u>28</u>	<u>334,200</u>	<u>406,300</u>	<u>460,700</u>	<u>523,800</u>	<u>720,500</u>
<u>29</u>	<u>339,100</u>	<u>410,200</u>	<u>464,300</u>	<u>527,000</u>	<u>726,000</u>	<u>29</u>	<u>337,000</u>	<u>408,700</u>	<u>462,900</u>	<u>525,700</u>	<u>724,700</u>
<u>30</u>	<u>341,400</u>	<u>412,300</u>	<u>466,600</u>	<u>528,800</u>	<u>730,500</u>	<u>30</u>	<u>339,400</u>	<u>410,800</u>	<u>465,200</u>	<u>527,500</u>	<u>729,200</u>
<u>31</u>	<u>343,600</u>	<u>414,300</u>	<u>468,900</u>	<u>530,600</u>	<u>735,000</u>	<u>31</u>	<u>341,800</u>	<u>412,800</u>	<u>467,500</u>	<u>529,300</u>	<u>733,700</u>
<u>32</u>	<u>346,000</u>	<u>416,400</u>	<u>471,100</u>	<u>532,400</u>	<u>739,500</u>	<u>32</u>	<u>344,200</u>	<u>414,900</u>	<u>469,800</u>	<u>531,100</u>	<u>738,200</u>
<u>33</u>	<u>348,400</u>	<u>418,500</u>	<u>473,100</u>	<u>534,000</u>	<u>744,100</u>	<u>33</u>	<u>346,600</u>	<u>417,000</u>	<u>471,800</u>	<u>532,700</u>	<u>742,800</u>
<u>34</u>	<u>350,800</u>	<u>420,500</u>	<u>475,200</u>	<u>535,800</u>	<u>748,500</u>	<u>34</u>	<u>349,100</u>	<u>419,000</u>	<u>473,900</u>	<u>534,500</u>	<u>747,200</u>
<u>35</u>	<u>353,100</u>	<u>422,500</u>	<u>477,300</u>	<u>537,500</u>	<u>752,900</u>	<u>35</u>	<u>351,500</u>	<u>421,000</u>	<u>476,000</u>	<u>536,200</u>	<u>751,600</u>

<u>65</u>	<u>391,800</u>	<u>467,500</u>	<u>519,300</u>	<u>570,400</u>	<u>857,900</u>	<u>65</u>	<u>390,500</u>	<u>466,200</u>	<u>518,000</u>	<u>569,100</u>	<u>856,600</u>
<u>66</u>		<u>468,200</u>	<u>520,200</u>	<u>571,300</u>	<u>860,700</u>	<u>66</u>		<u>466,900</u>	<u>518,900</u>	<u>570,000</u>	<u>859,400</u>
<u>67</u>		<u>468,900</u>	<u>520,900</u>	<u>572,200</u>	<u>863,500</u>	<u>67</u>		<u>467,600</u>	<u>519,600</u>	<u>570,900</u>	<u>862,200</u>
<u>68</u>		<u>469,600</u>	<u>521,800</u>	<u>573,100</u>	<u>866,300</u>	<u>68</u>		<u>468,300</u>	<u>520,500</u>	<u>571,800</u>	<u>865,000</u>
<u>69</u>		<u>470,100</u>	<u>522,700</u>	<u>574,000</u>	<u>869,000</u>	<u>69</u>		<u>468,800</u>	<u>521,400</u>	<u>572,700</u>	<u>867,700</u>
<u>70</u>		<u>470,800</u>	<u>523,500</u>	<u>574,900</u>	<u>871,700</u>	<u>70</u>		<u>469,500</u>	<u>522,200</u>	<u>573,600</u>	<u>870,400</u>
<u>71</u>		<u>471,500</u>	<u>524,400</u>	<u>575,800</u>	<u>874,400</u>	<u>71</u>		<u>470,200</u>	<u>523,100</u>	<u>574,500</u>	<u>873,100</u>
<u>72</u>		<u>472,200</u>	<u>525,300</u>	<u>576,700</u>	<u>877,100</u>	<u>72</u>		<u>470,900</u>	<u>524,000</u>	<u>575,400</u>	<u>875,800</u>
<u>73</u>		<u>472,600</u>	<u>526,100</u>	<u>577,600</u>	<u>879,600</u>	<u>73</u>		<u>471,300</u>	<u>524,800</u>	<u>576,300</u>	<u>878,300</u>
<u>74</u>		<u>473,200</u>	<u>527,000</u>	<u>578,500</u>	<u>882,000</u>	<u>74</u>		<u>471,900</u>	<u>525,700</u>	<u>577,200</u>	<u>880,700</u>
<u>75</u>		<u>473,900</u>	<u>527,900</u>	<u>579,400</u>	<u>884,400</u>	<u>75</u>		<u>472,600</u>	<u>526,600</u>	<u>578,100</u>	<u>883,100</u>
<u>76</u>		<u>474,600</u>	<u>528,600</u>	<u>580,300</u>	<u>886,800</u>	<u>76</u>		<u>473,300</u>	<u>527,300</u>	<u>579,000</u>	<u>885,500</u>
<u>77</u>		<u>475,000</u>	<u>529,400</u>	<u>581,200</u>	<u>889,000</u>	<u>77</u>		<u>473,700</u>	<u>528,100</u>	<u>579,900</u>	<u>887,700</u>
<u>78</u>		<u>475,600</u>	<u>530,300</u>	<u>582,100</u>	<u>891,200</u>	<u>78</u>		<u>474,300</u>	<u>529,000</u>	<u>580,800</u>	<u>889,900</u>
<u>79</u>		<u>476,200</u>	<u>531,200</u>	<u>583,000</u>	<u>893,400</u>	<u>79</u>		<u>474,900</u>	<u>529,900</u>	<u>581,700</u>	<u>892,100</u>
<u>80</u>		<u>476,700</u>	<u>532,100</u>	<u>583,900</u>	<u>895,600</u>	<u>80</u>		<u>475,400</u>	<u>530,800</u>	<u>582,600</u>	<u>894,300</u>
<u>81</u>		<u>477,300</u>	<u>532,900</u>	<u>584,800</u>	<u>897,700</u>	<u>81</u>		<u>476,000</u>	<u>531,600</u>	<u>583,500</u>	<u>896,400</u>
<u>82</u>		<u>477,800</u>	<u>533,800</u>	<u>585,700</u>	<u>900,100</u>	<u>82</u>		<u>476,500</u>	<u>532,500</u>	<u>584,400</u>	<u>898,800</u>
<u>83</u>		<u>478,300</u>	<u>534,700</u>	<u>586,600</u>	<u>902,500</u>	<u>83</u>		<u>477,000</u>	<u>533,400</u>	<u>585,300</u>	<u>901,200</u>
<u>84</u>		<u>478,800</u>	<u>535,600</u>	<u>587,500</u>	<u>904,900</u>	<u>84</u>		<u>477,500</u>	<u>534,300</u>	<u>586,200</u>	<u>903,600</u>
<u>85</u>		<u>479,200</u>	<u>536,400</u>	<u>588,400</u>	<u>907,100</u>	<u>85</u>		<u>477,900</u>	<u>535,100</u>	<u>587,100</u>	<u>905,800</u>
<u>86</u>		<u>479,800</u>	<u>537,300</u>	<u>589,300</u>	<u>909,500</u>	<u>86</u>		<u>478,500</u>	<u>536,000</u>	<u>588,000</u>	<u>908,200</u>
<u>87</u>		<u>480,200</u>	<u>538,200</u>	<u>590,200</u>	<u>911,900</u>	<u>87</u>		<u>478,900</u>	<u>536,900</u>	<u>588,900</u>	<u>910,600</u>
<u>88</u>		<u>480,700</u>	<u>539,100</u>	<u>591,100</u>	<u>914,300</u>	<u>88</u>		<u>479,400</u>	<u>537,800</u>	<u>589,800</u>	<u>913,000</u>
<u>89</u>		<u>481,200</u>	<u>539,900</u>	<u>592,000</u>	<u>916,500</u>	<u>89</u>		<u>479,900</u>	<u>538,600</u>	<u>590,700</u>	<u>915,200</u>
<u>90</u>		<u>481,800</u>				<u>90</u>		<u>480,500</u>			
<u>91</u>		<u>482,400</u>				<u>91</u>		<u>481,100</u>			
<u>92</u>		<u>482,800</u>				<u>92</u>		<u>481,500</u>			
<u>93</u>		<u>483,300</u>				<u>93</u>		<u>482,000</u>			

94	483,900			
95	484,500			
96	485,100			
97	485,600			
再任用職員	295,000	391,800	464,800	564,700

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号俸	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再任用職員以外の職員	1	158,400	185,900	234,300	257,300	283,000	328,200
	2	159,800	188,000	236,100	258,300	284,800	330,300
	3	161,300	190,100	237,900	259,200	286,700	332,400
	4	162,700	192,100	239,700	260,300	288,700	334,600
	5	164,200	194,200	241,100	261,200	290,500	336,800
	6	165,700	196,500	242,400	262,200	292,300	338,900
	7	167,200	198,800	243,600	263,000	294,200	341,100
	8	168,700	201,100	244,900	264,100	296,100	343,200
	9	170,000	203,500	246,000	265,200	298,000	344,900
	10	171,700	204,900	247,100	266,000	299,900	346,900
	11	173,300	206,300	248,000	267,200	301,700	348,800
	12	174,900	207,700	249,000	268,400	303,600	350,800
	13	176,400	209,100	250,300	269,700	305,300	352,800
	14	178,400	210,600	251,400	271,100	307,000	354,900

94	482,600			
95	483,200			
96	483,800			
97	484,300			
再任用職員	293,800	390,600	463,700	563,600

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号俸	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再任用職員以外の職員	1	155,600	182,900	231,400	254,800	281,500	326,900
	2	157,000	185,000	233,200	255,800	283,400	329,100
	3	158,500	187,100	235,000	256,800	285,400	331,200
	4	159,900	189,200	236,800	257,900	287,400	333,400
	5	161,300	191,300	238,200	258,900	289,200	335,600
	6	162,800	193,600	239,600	260,000	291,000	337,700
	7	164,300	195,900	240,800	260,900	292,900	339,900
	8	165,800	198,200	242,100	262,000	294,800	342,000
	9	167,100	200,600	243,300	263,300	296,700	343,700
	10	168,800	202,000	244,400	264,100	298,600	345,700
	11	170,400	203,400	245,400	265,400	300,400	347,600
	12	172,000	204,800	246,500	266,700	302,300	349,600
	13	173,500	206,200	247,800	268,000	304,000	351,700
	14	175,500	207,700	248,900	269,500	305,700	353,800

<u>15</u>	<u>180,400</u>	<u>212,100</u>	<u>252,200</u>	<u>272,300</u>	<u>308,800</u>	<u>357,000</u>	<u>177,500</u>	<u>209,200</u>	<u>249,900</u>	<u>270,800</u>	<u>307,500</u>	<u>355,900</u>
<u>16</u>	<u>182,400</u>	<u>213,300</u>	<u>253,200</u>	<u>273,800</u>	<u>310,600</u>	<u>359,000</u>	<u>179,500</u>	<u>210,500</u>	<u>250,900</u>	<u>272,300</u>	<u>309,300</u>	<u>357,900</u>
<u>17</u>	<u>184,600</u>	<u>214,700</u>	<u>254,100</u>	<u>275,200</u>	<u>312,500</u>	<u>361,000</u>	<u>181,700</u>	<u>211,900</u>	<u>251,900</u>	<u>273,700</u>	<u>311,200</u>	<u>359,900</u>
<u>18</u>	<u>186,700</u>	<u>216,200</u>	<u>255,000</u>	<u>276,600</u>	<u>314,100</u>	<u>363,000</u>	<u>183,800</u>	<u>213,400</u>	<u>252,900</u>	<u>275,200</u>	<u>312,800</u>	<u>361,900</u>
<u>19</u>	<u>188,800</u>	<u>217,700</u>	<u>256,000</u>	<u>277,900</u>	<u>315,800</u>	<u>365,100</u>	<u>185,900</u>	<u>214,900</u>	<u>254,000</u>	<u>276,600</u>	<u>314,500</u>	<u>364,000</u>
<u>20</u>	<u>190,900</u>	<u>219,200</u>	<u>257,000</u>	<u>279,400</u>	<u>317,500</u>	<u>367,200</u>	<u>188,000</u>	<u>216,400</u>	<u>255,000</u>	<u>278,100</u>	<u>316,200</u>	<u>366,100</u>
<u>21</u>	<u>193,000</u>	<u>220,600</u>	<u>257,900</u>	<u>281,000</u>	<u>319,000</u>	<u>368,900</u>	<u>190,100</u>	<u>217,800</u>	<u>256,000</u>	<u>279,700</u>	<u>317,700</u>	<u>367,800</u>
<u>22</u>	<u>195,200</u>	<u>222,300</u>	<u>258,900</u>	<u>282,600</u>	<u>320,500</u>	<u>371,000</u>	<u>192,300</u>	<u>219,500</u>	<u>257,000</u>	<u>281,300</u>	<u>319,300</u>	<u>369,900</u>
<u>23</u>	<u>197,400</u>	<u>224,000</u>	<u>259,900</u>	<u>284,100</u>	<u>322,100</u>	<u>373,100</u>	<u>194,500</u>	<u>221,200</u>	<u>258,100</u>	<u>282,800</u>	<u>320,900</u>	<u>372,000</u>
<u>24</u>	<u>199,600</u>	<u>225,700</u>	<u>260,900</u>	<u>285,600</u>	<u>323,600</u>	<u>375,100</u>	<u>196,700</u>	<u>222,900</u>	<u>259,200</u>	<u>284,300</u>	<u>322,400</u>	<u>374,000</u>
<u>25</u>	<u>201,600</u>	<u>227,100</u>	<u>262,100</u>	<u>286,900</u>	<u>325,300</u>	<u>377,100</u>	<u>198,800</u>	<u>224,300</u>	<u>260,400</u>	<u>285,600</u>	<u>324,100</u>	<u>376,000</u>
<u>26</u>	<u>202,900</u>	<u>228,800</u>	<u>263,500</u>	<u>288,700</u>	<u>326,700</u>	<u>378,700</u>	<u>200,100</u>	<u>226,000</u>	<u>261,900</u>	<u>287,400</u>	<u>325,500</u>	<u>377,600</u>
<u>27</u>	<u>204,200</u>	<u>230,500</u>	<u>264,700</u>	<u>290,500</u>	<u>328,200</u>	<u>380,600</u>	<u>201,400</u>	<u>227,700</u>	<u>263,200</u>	<u>289,200</u>	<u>327,000</u>	<u>379,500</u>
<u>28</u>	<u>205,500</u>	<u>232,200</u>	<u>266,100</u>	<u>292,200</u>	<u>329,800</u>	<u>382,500</u>	<u>202,700</u>	<u>229,400</u>	<u>264,600</u>	<u>290,900</u>	<u>328,600</u>	<u>381,400</u>
<u>29</u>	<u>206,700</u>	<u>233,800</u>	<u>267,400</u>	<u>293,800</u>	<u>331,200</u>	<u>384,300</u>	<u>203,900</u>	<u>231,000</u>	<u>266,000</u>	<u>292,500</u>	<u>330,000</u>	<u>383,200</u>
<u>30</u>	<u>207,900</u>	<u>235,200</u>	<u>268,900</u>	<u>295,500</u>	<u>332,700</u>	<u>386,000</u>	<u>205,100</u>	<u>232,400</u>	<u>267,600</u>	<u>294,200</u>	<u>331,500</u>	<u>384,900</u>
<u>31</u>	<u>209,200</u>	<u>236,500</u>	<u>270,500</u>	<u>297,100</u>	<u>334,100</u>	<u>387,900</u>	<u>206,400</u>	<u>233,700</u>	<u>269,200</u>	<u>295,800</u>	<u>332,900</u>	<u>386,800</u>
<u>32</u>	<u>210,400</u>	<u>237,700</u>	<u>272,000</u>	<u>298,800</u>	<u>335,600</u>	<u>389,700</u>	<u>207,600</u>	<u>234,900</u>	<u>270,700</u>	<u>297,500</u>	<u>334,400</u>	<u>388,600</u>
<u>33</u>	<u>211,700</u>	<u>239,000</u>	<u>273,600</u>	<u>300,300</u>	<u>337,200</u>	<u>391,400</u>	<u>208,900</u>	<u>236,300</u>	<u>272,300</u>	<u>299,000</u>	<u>336,100</u>	<u>390,300</u>
<u>34</u>	<u>213,000</u>	<u>240,100</u>	<u>275,100</u>	<u>301,800</u>	<u>338,700</u>	<u>393,100</u>	<u>210,200</u>	<u>237,400</u>	<u>273,800</u>	<u>300,500</u>	<u>337,600</u>	<u>392,000</u>
<u>35</u>	<u>214,300</u>	<u>241,000</u>	<u>276,400</u>	<u>303,400</u>	<u>340,300</u>	<u>394,900</u>	<u>211,500</u>	<u>238,400</u>	<u>275,200</u>	<u>302,100</u>	<u>339,200</u>	<u>393,800</u>
<u>36</u>	<u>215,600</u>	<u>242,100</u>	<u>277,800</u>	<u>305,000</u>	<u>341,800</u>	<u>396,600</u>	<u>212,800</u>	<u>239,600</u>	<u>276,600</u>	<u>303,700</u>	<u>340,700</u>	<u>395,500</u>
<u>37</u>	<u>217,000</u>	<u>243,200</u>	<u>279,400</u>	<u>306,500</u>	<u>343,500</u>	<u>398,200</u>	<u>214,200</u>	<u>240,800</u>	<u>278,200</u>	<u>305,200</u>	<u>342,400</u>	<u>397,100</u>
<u>38</u>	<u>218,400</u>	<u>244,300</u>	<u>280,800</u>	<u>307,900</u>	<u>345,100</u>	<u>399,900</u>	<u>215,600</u>	<u>241,900</u>	<u>279,600</u>	<u>306,700</u>	<u>344,000</u>	<u>398,800</u>
<u>39</u>	<u>219,800</u>	<u>245,200</u>	<u>282,300</u>	<u>309,500</u>	<u>346,600</u>	<u>401,700</u>	<u>217,000</u>	<u>242,900</u>	<u>281,100</u>	<u>308,300</u>	<u>345,500</u>	<u>400,600</u>
<u>40</u>	<u>221,200</u>	<u>246,300</u>	<u>283,700</u>	<u>311,100</u>	<u>348,200</u>	<u>403,500</u>	<u>218,400</u>	<u>244,000</u>	<u>282,500</u>	<u>309,900</u>	<u>347,100</u>	<u>402,400</u>
<u>41</u>	<u>222,200</u>	<u>247,100</u>	<u>285,300</u>	<u>312,700</u>	<u>349,400</u>	<u>405,000</u>	<u>219,500</u>	<u>244,900</u>	<u>284,100</u>	<u>311,500</u>	<u>348,300</u>	<u>403,900</u>
<u>42</u>	<u>223,600</u>	<u>248,000</u>	<u>286,900</u>	<u>314,100</u>	<u>350,900</u>	<u>406,500</u>	<u>220,900</u>	<u>245,900</u>	<u>285,700</u>	<u>312,900</u>	<u>349,800</u>	<u>405,400</u>
<u>43</u>	<u>225,000</u>	<u>248,900</u>	<u>288,400</u>	<u>315,500</u>	<u>352,400</u>	<u>408,000</u>	<u>222,300</u>	<u>246,900</u>	<u>287,200</u>	<u>314,300</u>	<u>351,300</u>	<u>406,900</u>

<u>102</u>	<u>287,100</u>	<u>318,400</u>	<u>351,100</u>	<u>369,100</u>	<u>102</u>	<u>286,000</u>	<u>317,300</u>	<u>350,000</u>	<u>368,000</u>
<u>103</u>	<u>287,900</u>	<u>319,000</u>	<u>351,600</u>	<u>369,600</u>	<u>103</u>	<u>286,800</u>	<u>317,900</u>	<u>350,500</u>	<u>368,500</u>
<u>104</u>	<u>288,700</u>	<u>319,600</u>	<u>352,000</u>	<u>370,000</u>	<u>104</u>	<u>287,600</u>	<u>318,500</u>	<u>350,900</u>	<u>368,900</u>
<u>105</u>	<u>289,400</u>	<u>320,000</u>	<u>352,300</u>	<u>370,600</u>	<u>105</u>	<u>288,300</u>	<u>318,900</u>	<u>351,200</u>	<u>369,500</u>
<u>106</u>	<u>289,900</u>	<u>320,500</u>	<u>352,800</u>	<u>371,100</u>	<u>106</u>	<u>288,800</u>	<u>319,400</u>	<u>351,700</u>	<u>370,000</u>
<u>107</u>	<u>290,400</u>	<u>321,000</u>	<u>353,200</u>	<u>371,600</u>	<u>107</u>	<u>289,300</u>	<u>319,900</u>	<u>352,100</u>	<u>370,500</u>
<u>108</u>	<u>290,900</u>	<u>321,500</u>	<u>353,500</u>	<u>372,100</u>	<u>108</u>	<u>289,800</u>	<u>320,400</u>	<u>352,400</u>	<u>371,000</u>
<u>109</u>	<u>291,100</u>	<u>321,900</u>	<u>354,000</u>	<u>372,700</u>	<u>109</u>	<u>290,000</u>	<u>320,800</u>	<u>352,900</u>	<u>371,600</u>
<u>110</u>	<u>291,400</u>	<u>322,300</u>	<u>354,500</u>	<u>373,100</u>	<u>110</u>	<u>290,300</u>	<u>321,200</u>	<u>353,400</u>	<u>372,000</u>
<u>111</u>	<u>291,600</u>	<u>322,600</u>	<u>355,000</u>	<u>373,600</u>	<u>111</u>	<u>290,500</u>	<u>321,500</u>	<u>353,900</u>	<u>372,500</u>
<u>112</u>	<u>292,000</u>	<u>322,900</u>	<u>355,500</u>	<u>374,100</u>	<u>112</u>	<u>290,900</u>	<u>321,800</u>	<u>354,400</u>	<u>373,000</u>
<u>113</u>	<u>292,300</u>	<u>323,300</u>	<u>356,000</u>	<u>374,700</u>	<u>113</u>	<u>291,200</u>	<u>322,200</u>	<u>354,900</u>	<u>373,600</u>
<u>114</u>	<u>292,500</u>	<u>323,700</u>	<u>356,500</u>		<u>114</u>	<u>291,400</u>	<u>322,600</u>	<u>355,400</u>	
<u>115</u>	<u>292,900</u>	<u>324,100</u>	<u>357,000</u>		<u>115</u>	<u>291,800</u>	<u>323,000</u>	<u>355,900</u>	
<u>116</u>	<u>293,200</u>	<u>324,400</u>	<u>357,400</u>		<u>116</u>	<u>292,100</u>	<u>323,300</u>	<u>356,300</u>	
<u>117</u>	<u>293,500</u>	<u>324,600</u>	<u>357,800</u>		<u>117</u>	<u>292,400</u>	<u>323,500</u>	<u>356,700</u>	
<u>118</u>	<u>293,800</u>	<u>324,900</u>	<u>358,200</u>		<u>118</u>	<u>292,700</u>	<u>323,800</u>	<u>357,100</u>	
<u>119</u>	<u>294,100</u>	<u>325,300</u>	<u>358,700</u>		<u>119</u>	<u>293,000</u>	<u>324,200</u>	<u>357,600</u>	
<u>120</u>	<u>294,500</u>	<u>325,500</u>	<u>359,200</u>		<u>120</u>	<u>293,400</u>	<u>324,400</u>	<u>358,100</u>	
<u>121</u>	<u>294,800</u>	<u>325,700</u>	<u>359,600</u>		<u>121</u>	<u>293,700</u>	<u>324,600</u>	<u>358,500</u>	
<u>122</u>	<u>295,200</u>	<u>326,000</u>	<u>360,100</u>		<u>122</u>	<u>294,100</u>	<u>324,900</u>	<u>359,000</u>	
<u>123</u>	<u>295,500</u>	<u>326,300</u>	<u>360,600</u>		<u>123</u>	<u>294,400</u>	<u>325,200</u>	<u>359,500</u>	
<u>124</u>	<u>295,900</u>	<u>326,600</u>	<u>361,100</u>		<u>124</u>	<u>294,800</u>	<u>325,500</u>	<u>360,000</u>	
<u>125</u>	<u>296,100</u>	<u>326,800</u>	<u>361,400</u>		<u>125</u>	<u>295,000</u>	<u>325,700</u>	<u>360,300</u>	
<u>126</u>	<u>296,300</u>	<u>327,100</u>			<u>126</u>	<u>295,200</u>	<u>326,000</u>		
<u>127</u>	<u>296,600</u>	<u>327,500</u>			<u>127</u>	<u>295,500</u>	<u>326,400</u>		
<u>128</u>	<u>297,000</u>	<u>327,700</u>			<u>128</u>	<u>295,900</u>	<u>326,600</u>		
<u>129</u>	<u>297,200</u>	<u>327,800</u>			<u>129</u>	<u>296,100</u>	<u>326,700</u>		
<u>130</u>	<u>297,500</u>	<u>328,100</u>			<u>130</u>	<u>296,400</u>	<u>327,000</u>		

<u>131</u>	<u>297,900</u>	<u>328,500</u>	<u>131</u>	<u>296,800</u>	<u>327,400</u>
<u>132</u>	<u>298,300</u>	<u>328,700</u>	<u>132</u>	<u>297,200</u>	<u>327,600</u>
<u>133</u>	<u>298,500</u>	<u>329,000</u>	<u>133</u>	<u>297,400</u>	<u>327,900</u>
<u>134</u>	<u>298,800</u>	<u>329,400</u>	<u>134</u>	<u>297,700</u>	<u>328,300</u>
<u>135</u>	<u>299,200</u>	<u>329,800</u>	<u>135</u>	<u>298,100</u>	<u>328,700</u>
<u>136</u>	<u>299,500</u>	<u>330,200</u>	<u>136</u>	<u>298,400</u>	<u>329,100</u>
<u>137</u>	<u>299,700</u>	<u>330,500</u>	<u>137</u>	<u>298,600</u>	<u>329,400</u>
<u>138</u>	<u>300,000</u>	<u>330,900</u>	<u>138</u>	<u>298,900</u>	<u>329,800</u>
<u>139</u>	<u>300,400</u>	<u>331,300</u>	<u>139</u>	<u>299,300</u>	<u>330,200</u>
<u>140</u>	<u>300,700</u>	<u>331,700</u>	<u>140</u>	<u>299,600</u>	<u>330,600</u>
<u>141</u>	<u>300,900</u>	<u>332,000</u>	<u>141</u>	<u>299,800</u>	<u>330,900</u>
<u>142</u>	<u>301,300</u>	<u>332,400</u>	<u>142</u>	<u>300,200</u>	<u>331,300</u>
<u>143</u>	<u>301,700</u>	<u>332,700</u>	<u>143</u>	<u>300,600</u>	<u>331,600</u>
<u>144</u>	<u>302,000</u>	<u>333,100</u>	<u>144</u>	<u>300,900</u>	<u>332,000</u>
<u>145</u>	<u>302,100</u>	<u>333,400</u>	<u>145</u>	<u>301,000</u>	<u>332,300</u>
<u>146</u>	<u>302,400</u>	<u>333,800</u>	<u>146</u>	<u>301,300</u>	<u>332,700</u>
<u>147</u>	<u>302,700</u>	<u>334,200</u>	<u>147</u>	<u>301,600</u>	<u>333,100</u>
<u>148</u>	<u>303,100</u>	<u>334,600</u>	<u>148</u>	<u>302,000</u>	<u>333,500</u>
<u>149</u>	<u>303,300</u>	<u>334,900</u>	<u>149</u>	<u>302,200</u>	<u>333,800</u>
<u>150</u>	<u>303,500</u>	<u>335,300</u>	<u>150</u>	<u>302,400</u>	<u>334,200</u>
<u>151</u>	<u>303,800</u>	<u>335,700</u>	<u>151</u>	<u>302,700</u>	<u>334,600</u>
<u>152</u>	<u>304,100</u>	<u>336,100</u>	<u>152</u>	<u>303,000</u>	<u>335,000</u>
<u>153</u>	<u>304,500</u>	<u>336,400</u>	<u>153</u>	<u>303,400</u>	<u>335,300</u>
<u>154</u>	<u>304,700</u>		<u>154</u>	<u>303,600</u>	
<u>155</u>	<u>304,900</u>		<u>155</u>	<u>303,800</u>	
<u>156</u>	<u>305,200</u>		<u>156</u>	<u>304,100</u>	
<u>157</u>	<u>305,500</u>		<u>157</u>	<u>304,400</u>	
<u>158</u>	<u>305,800</u>		<u>158</u>	<u>304,700</u>	
<u>159</u>	<u>306,100</u>		<u>159</u>	<u>305,000</u>	

<u>160</u>	306,400								
<u>161</u>	306,800								
<u>162</u>	307,100								
<u>163</u>	307,400								
<u>164</u>	307,700								
<u>165</u>	308,100								
<u>166</u>	308,400								
<u>167</u>	308,700								
<u>168</u>	309,000								
<u>169</u>	309,400								
再任用職員	233,900	254,200	261,400	271,600	287,900	325,000			

備考 この表は、看護師等に適用する。

別表第4 (略)

<u>160</u>	305,300								
<u>161</u>	305,700								
<u>162</u>	306,000								
<u>163</u>	306,300								
<u>164</u>	306,600								
<u>165</u>	307,000								
<u>166</u>	307,300								
<u>167</u>	307,600								
<u>168</u>	307,900								
<u>169</u>	308,300								
再任用職員	232,700	253,100	260,300	270,500	286,800	323,900			

備考 この表は、本庁等に勤務する看護師等に適用する。

別表第4 (略)

第2条関係（登米市職員の給与に関する条例の一部改正）

改正案	現行
<p>第1条～第19条の3（略） （勤勉手当） 第20条（略） 2（略）</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第16項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の80</p> <hr/> <p>_____を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の37.5</p> <hr/> <p>_____を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5（略） 第20条の2～第24条（略） 附則 1～18（略） 19 附則第16項の規定が適用される間、第20条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第16項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.2</p> <hr/> <p>_____を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合）に100分の80</p> <hr/> <p>_____を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p>	<p>第1条～第19条の3（略） （勤勉手当） 第20条（略） 2（略）</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第16項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の35、12月に支給する場合には100分の40を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5（略） 第20条の2～第24条（略） 附則 1～18（略） 19 附則第16項の規定が適用される間、第20条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第16項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6月に支給する場合には100分の1.125、12月に支給する場合には100分の1.275を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合）に、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p>

20～22 (略) 別表第1～別表第4 (略)	20～22 (略) 別表第1～別表第4 (略)
----------------------------	----------------------------

第3条関係（登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

改正案	現行																																				
<p>第1条～第5条（略） （給与に関する特例）</p> <p>第6条 特定任期付職員（企業職員である特定任期付職員を除く。以下この条及び第8条において同じ。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>号俸</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">371,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">419,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">471,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">532,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">607,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">709,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">829,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5（略）</p> <p>第7条（略） （給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第11条の2の2、第18条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第11条の2の2中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年登米市条例第37号。以下「任期付職員条例」という。）第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第18条の2第1項中「規則で指定する職にある職員」とあるのは「規則で指定する職にある職員（特定任期付職員を含む。））」と、給与条例第19条第2項中「100分の122.5</p>	号俸	給料月額		円	1	371,000	2	419,000	3	471,000	4	532,000	5	607,000	6	709,000	7	829,000	<p>第1条～第5条（略） （給与に関する特例）</p> <p>第6条 特定任期付職員（企業職員である特定任期付職員を除く。以下この条及び第8条において同じ。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>号俸</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">370,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">418,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">470,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">531,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">606,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">708,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">828,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5（略）</p> <p>第7条（略） （給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第11条の2の2、第18条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第11条の2の2中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年登米市条例第37号。以下「任期付職員条例」という。）第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（以下「特定任期付職員」という。））」と、給与条例第18条の2第1項中「規則で指定する職にある職員」とあるのは「規則で指定する職にある職員（特定任期付職員を含む。））」と、給与条例第19条第2項中「6月に支給する場合には</p>	号俸	給料月額		円	1	370,000	2	418,000	3	470,000	4	531,000	5	606,000	6	708,000	7	828,000
号俸	給料月額																																				
	円																																				
1	371,000																																				
2	419,000																																				
3	471,000																																				
4	532,000																																				
5	607,000																																				
6	709,000																																				
7	829,000																																				
号俸	給料月額																																				
	円																																				
1	370,000																																				
2	418,000																																				
3	470,000																																				
4	531,000																																				
5	606,000																																				
6	708,000																																				
7	828,000																																				

<p>100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。 第9条・第10条（略）</p>	<p>100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の155」とする。 第9条・第10条（略）</p>
<p>「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の160」とする。 第9条・第10条（略）</p>	<p>「100分の155」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の160」とする。 第9条・第10条（略）</p>

第4条関係（登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

改正案	現行
<p>第1条～第7条（略） （給与条例の適用除外等） 第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第11条の2の2、第18条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第11条の2の2中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年登米市条例第37号。以下「任期付職員条例」という。）第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第18条の2第1項中「規則で指定する職にある職員」とあるのは「規則で指定する職にある職員（特定任期付職員を含む。））」と、給与条例第19条第2項中「<u>6月に支給する場合において</u>は100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p> <p>第9条・第10条（略）</p>	<p>第1条～第7条（略） （給与条例の適用除外等） 第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第11条の2の2、第18条の2第1項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第11条の2の2中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び登米市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年登米市条例第37号。以下「任期付職員条例」という。）第6条第1項の給料表の適用を受ける職員（以下「特定任期付職員」という。））」と、給与条例第18条の2第1項中「規則で指定する職にある職員」とあるのは「規則で指定する職にある職員（特定任期付職員を含む。））」と、給与条例第19条第2項中「<u>100分の122.5</u>とあるのは「<u>100分の155</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の160</u>」とする。</p> <p>第9条・第10条（略）</p>

登米市海洋センター条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といふ。）第244条の 2 第 1 項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づき、登米市海洋センター（以下「海洋センター」という。）の設置及び管理に<u>必要事項を定めるものとする。</u></p> <p>第 2 条～第12条（略） <u>（指定管理者による管理）</u></p> <p>第13条 教育委員会は、海洋センターの管理運営上必要と認めるときは、<u>法第244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」といふ。）に海洋センターの管理を行わせることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により海洋センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第 4 条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を受けて、休館日及び開館時間を変更することができる。</u></p> <p>3 <u>第 5 条、第 7 条、第 9 条及び第10条の規定は、第 1 項の規定により海洋センターの管理を指定管理者に行わせる場合に準用する。この場合において、これらの規定（見出しを含み、第10条第 4 号を除く。）中「教育委員会」とあり、及び「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。</u> <u>（指定管理者の業務）</u></p> <p>第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) <u>海洋センターの利用の許可に関する業務</u> (2) <u>海洋センターの維持管理に関する業務</u> (3) <u>前 2 号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号 ー）第244条の 2 第 1 項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づき、登米市海洋センター（以下「海洋センター」という。）の設置及び管理に<u>必要事項を定めるものとする。</u></p> <p>第 2 条～第12条（略）</p>

<p><u>(指定管理者が行う管理の基準)</u></p> <p><u>第15条</u> 指定管理者は、法令、条例その他教育委員会が定めるところに従い、海洋センターの管理を行わなければならない。</p> <p><u>(利用料金)</u></p> <p><u>第16条</u> 第13条第1項の規定により海洋センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、利用者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。</p> <p><u>2</u> 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者の収入とする。</p> <p><u>3</u> 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>(委任) 第17条 (略)</p>	<p>(委任) 第13条 (略)</p>
--	--------------------------

登米市保健福祉施設条例 新旧対照表

改正案		現行	
第 1 条～第 16 条 (略) 別表第 1 (第 2 条関係)		第 1 条～第 16 条 (略) 別表第 1 (第 2 条関係)	
保健福祉施設区分	目的	保健福祉施設名称	位置
	(略)		
登米市老人憩の家	地域の老人に対し、教養の向上、レクリエーション等の場を与え、もって老人の心身の健康の増進を図るとともに老人福祉の増進に資する。	米山善王寺老人憩の家	登米市米山町字善王寺森ノ腰 213 番地
	(略)		
登米市老人憩の家	地域の老人に対し、教養の向上、レクリエーション等の場を与え、もって老人の心身の健康の増進を図るとともに老人福祉の増進に資する。	登米市老人憩の家白寿荘	登米市迫町新田字小友 65 番地 1
登米市老人憩の家	在宅の虚弱老人等に対して、通所又は訪問により各種のサービスを提供し、日常生活の助長、社会的孤立感の解消、身体機能の保持向上等を図るとともに、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図る。	迫デイサービスセンター	登米市迫町北方字大洞 45 番地 3
	(略)		

別表第2（第8条関係）

表（略）

別表第2（第8条関係）

1. 登米市老人福祉センター・登米市保健福祉センター・登米市高齢者創造館・登米市高齢者コミュニティセンター使用料等

表（略）

2. 登米市デイサービスセンター使用料等

施設区分	施設名称	使用料等の額
登米市デイサービスセンター	迫デイサービスセンター	介護保険法等関係費用の額

備考 使用料等に区分される介護保険法等関係費用の額とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第4項に規定する居宅介護サービス費の額の10パーセントに相当する額とする。ただし、同条第6項に規定する居宅介護サービス費として支給すべき額の限度を超えた場合の使用料等の額は、居宅介護サービス費の額とする。
- (2) 法第53条第2項に規定する介護予防サービス費の額の10パーセントに相当する額とする。ただし、同条第4項に規定する介護予防サービス費として支給すべき額の限度を超えた場合の使用料等の額は、介護予防サービス費の額とする。
- (3) 身体が虚弱等のため日常生活を営むのに支障がある者で、市長が特に必要と認めるもの使用料等の額は、法第41条第4項に規定する居宅介護サービス費の額又は法第53条第2項に規定する介護予防サービス費の額とする。
- (4) 日常生活に要する費用として指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）に規定する費用のうち、利用者に負担させることが適当と認められるものの額とする。

第7条 市長は、第5条第1項又は第3項の規定により登録された保護者（以下「受給資格者」という。）に対し、受給資格者証を交付するものとする。

2・3 (略)

第8条 (略)

(助成の方法)

第9条 市長は、第4条第1項に規定する助成を行う場合は、一部負担金を受給資格者に代わり、医療機関等の請求に基づき宮城県国民健康保険団体連合会を通じて当該医療機関等に支払うものとする。

2 (略)

第10条・第11条 (略)

(損害賠償との調整)

第12条 市長は、療養の給付の原因となった傷病が、第三者の行為によって生じたものである場合においては当該第三者から賠償又は補填が行われたときは、その価額の限度において助成金の全部又は一部を交付せず、又は既に助成した金額の全部又は一部を返還させるものとする。

第13条・第14条 (略)

第7条 市長は、第5条第1項又は第2項の規定により登録された保護者（以下「受給資格者」という。）に対し、受給資格者証を交付するものとする。

2・3 (略)

第8条 (略)

(助成の方法)

第9条 市長は、第4条第1項に規定する助成を行う場合は、一部負担金を受給資格者に代わり、医療機関等の請求に基づき宮城県国民健康保険団体連合会を通じて当該医療機関等に支払うものとする。

2 (略)

第10条・第11条 (略)

(損害賠償との調整)

第12条 市長は、療養の給付の原因となった傷病が、第三者の行為によって生じたものである場合においては当該第三者から賠償又は補填が行われたときは、その価額の限度において助成金の全部又は一部を交付せず、又は既に助成した金額の全部又は一部を返還させるものとする。

第13条・第14条 (略)

第2条関係（登米市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正）

改正案	現行
<p>第1条～第4条（略） （受給資格の登録）</p> <p>第5条 医療費の助成を受けようとする母子・父子家庭の母又は父及び児童は、あらかじめ規則で定めるところにより市長に申請し、<u>受給資格の登録を受けなければならない。</u></p> <p>2 前項の登録に係る有効期限は、<u>当該登録を受けた日以後において最初に到来する9月30日までとする。</u></p> <p>3 市長は、<u>前項の規定による登録の有効期限の満了日以後引き続き受給資格を有すると認められる母子・父子家庭の母又は父及び児童に対しては、当該満了日の翌日において受給資格の更新の登録を行うことができ</u><u>る。</u></p> <p>4 第2項の規定は、<u>前項の更新の登録について準用する。</u></p> <p>5 市長は、第1項<u>の規定により母子・父子家庭の母又は父及び児童から受けた申請に対する</u><u>審査結果を当該母子・父子家庭の母又は父及び児童に通知するものとする。</u></p> <p>第6条（略） <u>（受給資格者証の交付等）</u></p> <p>第7条 市長は、第5条第1項又は第3項の規定により登録された母子・父子家庭の母又は父及び児童（以下「受給資格者」という。）に対し、<u>受給資格者証を交付するものとする。</u></p> <p>2・3（略） <u>（受給資格者証の提示）</u></p>	<p>第1条～第4条（略） （受給資格の登録）</p> <p>第5条 医療費の助成を受けようとする母子・父子家庭の母又は父及び児童は、<u>あらかじめ市に</u><u>登録を受けなければならない。</u></p> <p>2 前項の登録に係る有効期限は、<u>平成17年9月30日を基準として3年毎の9月30日までとする。ただし、3年毎の9月30日の属する年度の末日までに子が18歳に達する場合は、その達する日の属する年度の末日までとする。</u></p> <p>3 <u>受給資格の登録を受けた保護者が当該登録の有効期間の満了後も、引き続き医療費の助成を受けようとするときは、受給資格の更新を受けなければならない。</u></p> <p>4 前項の更新の登録に係る有効期限は、<u>3年後の9月30日までとする。ただし、3年後の9月30日の属する年度の末日までに子が18歳に達する場合は、その達する日の属する年度の末日までとする。</u></p> <p>5 市長は、第1項又は第3項の規定により母子・父子家庭の母又は父及び児童から提出された登録申請書又は更新申請書の審査結果を当該母子・父子家庭の母又は父及び児童に通知するものとする。</p> <p>第6条（略） <u>（受給者証の交付）</u></p> <p>第7条 市長は、第5条第1項又は第3項の規定により登録された母子・父子家庭の母又は父及び児童（以下「受給資格者」という。）に対し、<u>受給者証を交付するものとする。</u></p> <p>2・3（略） <u>（受給者証の提示）</u></p>

<p>第8条 (略)</p> <p>第9条～第11条 (略)</p> <p>(損害賠償との調整)</p> <p>第12条 市長は、療養の給付の原因となった傷病が、第三者の行為によつて生じたものである場合には当該第三者から賠償又は補填が行われたときは、その価額の限度において助成金の全部又は一部を交付せず、又は既に助成した金額の全部又は一部を返還させるものとする。</p> <p>第13条・第14条 (略)</p>	<p>第8条 (略)</p> <p>第9条～第11条 (略)</p> <p>(損害賠償との調整)</p> <p>第12条 市は、療養費の給付の原因となった傷病が、第三者の行為によつて生じたものである場合には当該第三者から賠償又は補てんが行われたときは、その価額の限度において助成金の全部又は一部を交付せず、又は既に助成した金額の全部又は一部を返還させるものとする。</p> <p>第13条・第14条 (略)</p>
--	---

第3条関係（登米市中心障害者医療費の助成に関する条例の一部改正）

改正案	現行
<p>第1条～第4条（略） （受給資格の登録）</p> <p>第5条 医療費の助成を受けようとする助成対象者又はその保護者は、あらかじめ規則で定めるところにより市長に申請し、<u>受給資格の登録を受けなければならない。</u></p> <p>2 前項の登録に係る有効期限は、<u>当該登録を受けた日以後において最初に到来する9月30日までとする。</u></p> <p>3 市長は、<u>前項の規定による登録の有効期限の満了日以後引き続き受給資格を有すると認められる助成対象者又はその保護者に対しては、当該満了日の翌日において受給資格の更新の登録を行うことができる。</u></p> <p>4 第2項の規定は、<u>前項の更新の登録について準用する。</u></p> <p>5 市長は、第1項の<u>規定により助成対象者又はその保護者から受けた申請に対する</u>審査の結果を、当該助成対象者又はその保護者に通知するものとする。</p> <p>（所得額の確認）</p> <p>第6条 市長は、第3条第2項に定める所得の額並びに第4条第1項に定める一部負担金の額を決定する場合において、助成対象者に係る医療保険上における被保険者、被扶養者及び<u>その他市長が必要と認める者の所得の額を確認する必要があるときは、課税台帳及びその他公簿等により確認するものとする。</u></p> <p>第7条（略） （受給資格者証の提示）</p> <p>第8条 受給資格者は、医療機関等において助成対象となる療養の給付を受けようとするときは、当該医療機関等に対し、被保険者証又は組合員証とともに<u>受給資格者証を提示しなければならない。</u></p> <p>第9条～第11条（略）</p>	<p>第1条～第4条（略） （受給資格の登録）</p> <p>第5条 医療費の助成を受けようとする助成対象者又はその保護者は、あらかじめ<u>受給資格の登録を受けなければならない。</u></p> <p>2 前項の登録に係る有効期限は、<u>平成17年9月30日を基準として3年毎の9月30日までとする。</u></p> <p>3 <u>受給資格の登録を受けた助成対象者又はその保護者が当該登録の有効期間の満了後も、引き続き医療費の助成を受けようとするときは、受給資格の更新の登録を受けなければならない。</u></p> <p>4 <u>前項の更新の登録に係る有効期限は、3年後の9月30日までとする。</u></p> <p>5 市長は、第1項又は第3項の規定により助成対象者若しくは保護者から提出された登録申請書若しくは更新申請書の審査の結果を、当該助成対象者又はその保護者に通知するものとする。</p> <p>（所得額の確認）</p> <p>第6条 市長は、第3条第2項に定める所得の額並びに第4条第1項に定める一部負担金の額を決定する場合において、助成対象者に係る医療保険上における被保険者、被扶養者及び<u>その他市が必要と認める者の所得の額を確認する必要があるときは、課税台帳及びその他公簿等により確認するものとする。</u></p> <p>第7条（略） （受給資格者証の提示）</p> <p>第8条 受給資格者は、医療機関等において助成対象となる療養の給付を受けようとするときは、当該医療機関等に対し、被保険者証又は組合員証とともに<u>受給者証</u>を提示しなければならない。</p> <p>第9条～第11条（略）</p>

(損害賠償との調整)

第12条 市長は、療養の給付の原因となった傷病が、第三者の行為によつて生じたものである場合においては当該第三者から賠償又は補填が行われたときは、その価額の限度において助成金の全部又は一部を交付せず、又は既に助成した金額の全部又は一部を返還させるものとする。

第13条・第14条 (略)

(損害賠償との調整)

第12条 市は、療養費の給付の原因となった傷病が、第三者の行為によつて生じたものである場合においては当該第三者から賠償又は補てんが行われたときは、その価額の限度において助成金の全部又は一部を交付せず、又は既に助成した金額の全部又は一部を返還させるものとする。

第13条・第14条 (略)

登米市都市公園条例 新旧対照表

改正案		現行			
第 1 条～第 32 条 (略) 別表第 1・別表第 2 (略) 別表第 3 (第 10 条関係) 有料公園施設使用料		第 1 条～第 32 条 (略) 別表第 1・別表第 2 (略) 別表第 3 (第 10 条関係) 有料公園施設使用料			
有料公園施設	利用区分	使用料 (1 時間当たり)	冷暖房料 (1 時間当たり)		
			冷房	暖房	
(略)					
登米市梅ノ木 グリーンパーク	テニスコート	一面 300 円	—	—	
(略)					
(略)					
備考 (略)					
有料公園施設	利用区分	使用料 (1 時間当たり)	冷暖房料 (1 時間当たり)		
			冷房	暖房	
(略)					
登米市梅ノ木 グリーンパーク	テニスコート	一面 300 円	—	—	
(略)					
備考 (略)					

登米市農業集落排水事業条例 新旧対照表

改正案		現行	
第1条～第30条 (略) 別表 (第3条関係) 施設の名称等			
排水処理施設の名称	排水処理区域	排水処理施設の名称	排水処理区域
(略)		(略)	
長谷地区農業集落排水 処理施設	小島、沼畑、長谷及び 舟場区の一部	長谷地区農業集落排水 処理施設	小島、沼畑、長谷及び 舟場区の一部
大泉地区農業集落排水 処理施設	寺山、上沼長根、八幡 山、本宮及び大泉区の一 部		登米市中田町浅水字 新大明神16番地 1
(略)		(略)	
終末処理場の位置	終末処理場の位置	終末処理場の位置	終末処理場の位置
	登米市中田町浅水字 新大明神16番地 1		登米市中田町浅水字 新大明神16番地 1
	登米市中田町上沼字 新八幡前23番地 1		
(略)		(略)	

登米市営住宅条例 新旧対照表

改正案		現行	
第1条～第67条 (略) 別表 (第3条、第57条関係) 1 市営住宅		第1条～第67条 (略) 別表 (第3条、第57条関係) 1 市営住宅	
名称 迫西大網住宅	位置 登米市迫町佐沼字大網199番地1 (代表地番)	名称 迫西大網住宅	位置 登米市迫町佐沼字大網199番地1 (代表地番)
迫西大網第二住宅	登米市迫町佐沼字大網407番地6 (代表地番)		
(略)		(略)	
市営単独住宅 表 (略) 2 共同施設 表 (略) 表 (略)		市営単独住宅 表 (略) 2 共同施設 表 (略) 表 (略)	
名称 迫西大網住宅駐車場	位置 登米市迫町佐沼字大網199番地1 (代表地番)	名称 迫西大網住宅駐車場	位置 登米市迫町佐沼字大網199番地1 (代表地番)
迫西大網第二住宅駐車場	登米市迫町佐沼字大網407番地6 (代表地番)		
(略)		(略)	
	使用料の額 月額2,000円		使用料の額 月額2,000円
	月額2,000円		
(略)		(略)	

登米市火災予防条例 新旧対照表

改正案		現行						
第1条～第50条 (略) 別表第3 (第3条、第18条関係)		第1条～第50条 (略) 別表 (第3条、第18条関係)						
種類	入力	距離距離 (センチメートル)					備考	
		上方	側方	前方	後方	備考		
炬	開放炬	250	200	300	200	250	200	200
	使用温度が 800度以上 のもの	150	150	200	150	150	150	150
開放炬 以外	使用温度が 300度未滿 800度未滿 のもの	100	100	100	100	100	100	100
	使用温度が 800度以上 のもの	250	200	300	200	250	200	200
開放炬 以外	使用温度が 300度以上 800度未滿 のもの	150	100	200	100	150	100	100
	使用温度が 300度未滿 のもの	100	50	100	50	100	50	50

風呂がま	気体燃料	不燃以外	半密閉式	浴室 室内設置	外がままでバー ナー取出口の ないもの	21kW以下 (ふろ用 以外のバーナーを もつものにあつて は42kW以下)	二	15	15	15	注1： 浴槽と の距離は 0 cmと するが、 合成樹脂浴槽 (ポリ プロピ レン浴 槽等) の場合 は2 cm とする。
風呂がま	気体燃料	不燃以外	半密閉式	浴室 室内設置	内がま	21kW以下 (ふろ用 以外のバーナーを もつものにあつて は42kW以下)	二	60	15	15	
風呂がま	気体燃料	不燃以外	半密閉式	浴室 室外設置	外がままでバー ナー取出口の ないもの	21kW以下 (ふろ用 以外のバーナーを もつものにあつて は当該バーナーが 70kW以下であつ て、かつ、ふろ用 バーナーが21kW以 下)	二	15	15	15	
風呂がま	気体燃料	不燃以外	半密閉式	浴室 室内設置	外がままでバー ナー取出口の あるもの	21kW以下 (ふろ用 以外のバーナーを もつものにあつて は当該バーナーが 70kW以下であつ て、かつ、ふろ用 バーナーが21kW以 下)	二	15	60	15	

風呂がま	気体燃料	不燃以外	半密閉式	浴室 室内設置	外がままでバー ナー取出口の ないもの	21キロワット以下 (ふろ用以外のバ ーナーをもつもの にあつては42キロ ワット以下)	二	15	15	15	注： 浴槽との 距離は0 センチ メートル とする が、 合成樹脂浴槽 (ポリ プロピ レン浴 槽等) の場合 は2セ ンチメ ートル とする。
風呂がま	気体燃料	不燃以外	半密閉式	浴室 室内設置	内がま	21キロワット以下 (ふろ用以外のバ ーナーをもつもの にあつては42キロ ワット以下)	二	60	15	15	
風呂がま	気体燃料	不燃以外	半密閉式	浴室 室外設置	外がままでバー ナー取出口の ないもの	21キロワット以下 (ふろ用以外のバ ーナーをもつもの にあつては当該バ ーナーが70キロワ ット以下であつ て、かつ、ふろ用 バーナーが21キロ ワット以下)	二	15	15	15	
風呂がま	気体燃料	不燃以外	半密閉式	浴室 室内設置	外がままでバー ナー取出口の あるもの	21キロワット以下 (ふろ用以外のバ ーナーをもつもの にあつては当該バ ーナーが70キロワ ット以下であつ て、かつ、ふろ用 バーナーが21キロ ワット以下)	二	15	60	15	

内がま	21キロワット以下 (ふろ用以外のバーナーを 一ナーをもつもの にあっては当該バ ーナーが70キロワ ット以下であつ て、かつ、ふろ用 バーナーが21キロ ワット以下)	二	15	60	二
密閉式	21キロワット以下 (ふろ用以外のバ ーナーをもつもの にあっては当該バ ーナーが70キロワ ット以下であつ て、かつ、ふろ用 バーナーが21キロ ワット以下)	二	2 注	2	2
屋外用	21キロワット以下 (ふろ用以外のバ ーナーをもつもの にあっては当該バ ーナーが70キロワ ット以下であつ て、かつ、ふろ用 バーナーが21キロ ワット以下)	60	15	15	15
内がま	21kW以下 (ふろ用 以外のバーナーを もつものにあつて は当該バーナーが 70kW以下であつ て、かつ、ふろ用 バーナーが21kW以 下)	二	15	60	二
密閉式	21kW以下 (ふろ用 以外のバーナーを もつものにあつて は当該バーナーが 70kW以下であつ て、かつ、ふろ用 バーナーが21kW以 下)	二	2 注1	2	2
屋外用	21kW以下 (ふろ用 以外のバーナーを もつものにあつて は当該バーナーが 70kW以下であつ て、かつ、ふろ用 バーナーが21kW以 下)	60	15	15	15

不燃	浴室 半密閉式 室内設置	外がままでバーナー取出口のないもの	21キロワット以下 (ふろ用以外のバーナーを もつもの にあっては42キロワット以下)	二	4.5 注	二	4.5
		内がま	21キロワット以下 (ふろ用以外のバーナーを もつもの にあっては42キロワット以下)	二	二	二	二
	浴室 室外設置	外がままでバーナー取出口のないもの	21キロワット以下 (ふろ用以外のバーナーを もつもの にあっては当該バーナーが 70キロワット以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下)	二	4.5	二	4.5
		外がままでバーナー取出口のあるもの	21キロワット以下 (ふろ用以外のバーナーを もつもの にあっては当該バーナーが 70キロワット以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下)	二	4.5	二	4.5

内がま	21キロワット以下 (ふろ用以外のバーナーを 一ナーをもつものに あっては当該バー ナーが70キロワ ット以下であつ て、かつ、ふろ用 バーナーが21キロ ワット以下)	二	二	二	二	二
密閉式	21キロワット以下 (ふろ用以外のバ ーナーをもつもの にあっては当該バ ーナーが70キロワ ット以下であつ て、かつ、ふろ用 バーナーが21キロ ワット以下)	二	二	二	二	二
屋外用	21キロワット以下 (ふろ用以外のバ ーナーをもつもの にあっては当該バ ーナーが70キロワ ット以下であつ て、かつ、ふろ用 バーナーが21キロ ワット以下)	30	4.5	4.5	二	4.5
内がま	21kW以下 (ふろ用 以外のバーナーを もつものにあつて は当該バーナーが 70kWであつて、か つ、ふろ用バーナ ーが21kW以下)	二	二	二	二	二
密閉式	21kW以下 (ふろ用 以外のバーナーを もつものにあつて は当該バーナーが 70kW 以下であつ て、かつ、ふろ用 バーナーが21kW以 下)	二	二	二	二	二
屋外用	21kW以下 (ふろ用 以外のバーナーを もつものにあつて は当該バーナーが 70kW 以下であつ て、かつ、ふろ用 バーナーが21kW以 下)	30	4.5	4.5	二	4.5

液体燃料	不燃以外	39kW以下	60	15	15	15	上記に分類されないもの	強制対流型	温風を前方に吹き出すもの	15	15	15	注2： 風道を使用するものにあつては15cmとす
	不燃	39kW以下	50	5	5	5							
液体燃料	不燃以外	26kW以下	100	15	15	15	上記に分類されないもの	強制対流型	温風を前方に吹き出すもの	15	15	15	注1： 風道を使用するものにあつては15センチメートルとする。注2： ダクト接続型以外の場合にあっては100センチメートルとする。
	不燃	26kW以下	100	15	15	15							
液体燃料	不燃以外	26kW以下	100	15	15	15	上記に分類されないもの	強制対流型	温風を前方に吹き出すもの	15	15	15	注1： 風道を使用するものにあつては15センチメートルとする。注2： ダクト接続型以外の場合にあっては100センチメートルとする。
	不燃	26kW以下	100	15	15	15							
液体燃料	不燃以外	26kW以下	60	10	10	10	上記に分類されないもの	強制対流型	温風を前方に吹き出すもの	10	10	10	注1： 風道を使用するものにあつては15センチメートルとする。注2： ダクト接続型以外の場合にあっては100センチメートルとする。
	不燃	26kW以下	60	10	10	10							
液体燃料	不燃以外	70kW以下	80	5	5	5	上記に分類されないもの	強制対流型	温風を前方に吹き出すもの	5	5	5	注1： 風道を使用するものにあつては15センチメートルとする。注2： ダクト接続型以外の場合にあっては100センチメートルとする。
	不燃	70kW以下	80	5	5	5							

温風を全周方向に吹き出すもの 強制排気型 強制給排気型 密閉式	26キロワット以下	80	150	二	150	150	注3： ダクト接続型以外の場合にあっては100cmとする。
	26キロワット以下	50	5	二	5	5	
上記に分類されないもの 開放式 不燃以外 気体燃料 厨房設備	二	100	60	60	60	60	注4： 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
	14キロワット以下	100	15	15	15	15	
組込型コンロ・グリル付コンロ・グリドルコンロ及びキャビネット型コンロ・グリル付コンロ・グリドル付コンロ 据置型レンジ 組込型コンロ・グリル付コンロ・グリドル付コンロ及び	21キロワット以下	100	15	15	15	15	
	14キロワット以下	80	0	二	0	0	

不燃 開放式	半密閉式	12キロワット以下	二	4.5	4.5	4.5	4.5	
	密閉式	常圧貯蔵型	12キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		瞬間型	12キロワット以下	二	0	二	0	
	屋外用	壁掛け型及び据置型	12キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		フードを付けない場合	12キロワット以下	60	15	15	15	
	開放式	フードを付ける場合	12キロワット以下	15	15	15	15	
		常圧貯蔵型	7キロワット以下	30	4.5	二	4.5	
	不燃	瞬間型	フードを付けない場合	10	4.5	二	4.5	
			フードを付ける場合	30	4.5	二	4.5	
	液体燃料	半密閉式	12キロワット以下	二	4.5	4.5	4.5	4.5
		密閉式	常圧貯蔵型	12キロワット以下	4.5	4.5	二	4.5
			瞬間型	12キロワット以下	二	0	二	0
屋外用		壁掛け型及び据置型	12キロワット以下	4.5	4.5	二	4.5	
		フードを付けない場合	12キロワット以下	30	4.5	二	4.5	
開放式		フードを付ける場合	12キロワット以下	10	4.5	二	4.5	
		常圧貯蔵型	7キロワット以下	40	4.5	15	4.5	
不燃		瞬間型	フードを付けない場合	20	1.5	二	1.5	
			フードを付ける場合	20	1.5	二	1.5	

不燃	半密閉式	常圧貯蔵型	12 kWを超え42 kW以下	二	4.5	二	4.5	4.5
		瞬間型	12 kWを超え70 kW以下	二	4.5	二	4.5	4.5
		常圧貯蔵型	12 kWを超え42 kW以下	4.5	4.5	二	0	4.5
		瞬間型	12 kWを超え70 kW以下	二	4.5	二	4.5	4.5
		常圧貯蔵型	12 kWを超え42 kW以下	30	4.5	二	4.5	4.5
		瞬間型	12 kWを超え70 kW以下	10	4.5	二	4.5	4.5
		常圧貯蔵型	12 kWを超え70 kW以下	30	4.5	二	4.5	4.5
		瞬間型	12 kWを超え70 kW以下	10	4.5	二	4.5	4.5
		常圧貯蔵型	12 kWを超え70 kW以下	10	4.5	二	4.5	4.5
		瞬間型	12 kWを超え70 kW以下	10	4.5	二	4.5	4.5

不燃	半密閉式	常圧貯蔵型	12キロワットを超え42キロワット以下	二	4.5	二	4.5	4.5
		瞬間型	12キロワットを超え70キロワット以下	二	4.5	二	4.5	4.5
		常圧貯蔵型	12キロワットを超え42キロワット以下	4.5	4.5	二	0	4.5
		瞬間型	12キロワットを超え70キロワット以下	二	4.5	二	4.5	4.5
		常圧貯蔵型	12キロワットを超え42キロワット以下	30	4.5	二	4.5	4.5
		瞬間型	12キロワットを超え70キロワット以下	10	4.5	二	4.5	4.5
		常圧貯蔵型	12キロワットを超え70キロワット以下	30	4.5	二	4.5	4.5
		瞬間型	12キロワットを超え70キロワット以下	10	4.5	二	4.5	4.5
		常圧貯蔵型	12キロワットを超え70キロワット以下	10	4.5	二	4.5	4.5
		瞬間型	12キロワットを超え70キロワット以下	10	4.5	二	4.5	4.5

付こん ろ・グリ ドル付 こんろ	7キロワット以下	100	15	15				
卓上型 グリル	7キロワット以下	50	4.5	4.5				
卓上型 オーブ ン・グリ ル(フー ドを付 けない 場合)	7キロワット以下	15	4.5	4.5				
炊飯器 (炊飯 容量4 リット ル以下)	4.7キロワット以下	30	10	10				
圧力調 理器(内 容積10 リット ル以下)	二	30	10	10				
付こん ろ・グリ ドル付 こんろ	7キロワット以下	100	15	15				
卓上型 グリル	7キロワット以下	50	4.5	4.5				
卓上型 オーブ ン・グリ ル(フー ドを付 けない 場合)	7キロワット以下	15	4.5	4.5				
炊飯器 (炊飯 容量4 リット ル以下)	4.7キロワット以下	30	10	10				
圧力調 理器(内 容積10 リット ル以下)	二	30	10	10				

不燃 開放式	バーナー が露出	卓上型 こんろ (1口)	5.8kW以下	80	0	二	0
	加熱部 が開放	卓上型 こんろ (2口 以上)、 卓上型 グリル 付こん ろ	14kW以下	80	0	二	0
不燃 開放式	バーナー が露出	卓上型 グリル	7kW以下	80	0	二	0
	加熱部 が隠 ぺい	卓上型 オーブ ン・グリ ル(フー ドを付 けない 場合)	7kW以下	30	4.5	二	4.5
不燃 開放式	バーナー が露出	卓上型 オーブ ン・グリ ル(フー ドを付 ける場 合)	7kW以下	10	4.5	二	4.5
	加熱部 が隠 ぺい	炊飯器 (炊飯 容量4	4.7kW以下	15	4.5	二	4.5

不燃 開放式	バーナー が露出	卓上型 こんろ (1口)	5.8キロワット以下	80	0	二	0
	加熱部 が開放	卓上型 こんろ (2口 以上)・ グリル 付こん ろ・グリ ドル付 こんろ	14キロワット以下	80	0	二	0
不燃 開放式	バーナー が露出	卓上型 グリル	7キロワット以下	80	0	二	0
	加熱部 が隠 ぺい	卓上型 オーブ ン・グリ ル(フー ドを付 けない 場合)	7キロワット以下	30	4.5	二	4.5
不燃 開放式	バーナー が露出	卓上型 オーブ ン・グリ ル(フー ドを付 ける場 合)	7キロワット以下	10	4.5	二	4.5
	加熱部 が隠 ぺい	炊飯器 (炊飯 容量4	4.7キロワット以下	15	4.5	二	4.5

電気 電気天火	不燃以外	2キロワット以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：排 気口面 にあつ ては10 センチ メートル とする。 る。
	不燃	2キロワット以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注	
電気 電子レンジ	不燃以外	2キロワット以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：排 気口面 にあつ ては10 センチ メートル とする。 る。
	不燃	2キロワット以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注	
電気 電気ストーブ	不燃以外	2キロワット以下	100	30	100	100	100	4.5	
	不燃	2キロワット以下	100	100	100	100	100	4.5	
	不燃	2キロワット以下	100	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	
	不燃	2キロワット以下	80	15	二	二	二	4.5	

電気 電気天火	不燃以外	2kW以下	10	4.5 注10	4.5 注10	4.5 注10	4.5 注10	4.5 注10	注10： 排気口 面にあ つては 10cmと する。
	不燃	2kW以下	10	4.5 注10	4.5 注10	4.5 注10	4.5 注10	4.5 注10	
電気 電子レンジ	不燃以外	2kW以下	10	4.5 注10	4.5 注10	4.5 注10	4.5 注10	4.5 注10	
	不燃	2kW以下	10	4.5 注10	4.5 注10	4.5 注10	4.5 注10	4.5 注10	
電気 電気ストーブ	不燃以外	2kW以下	100	30	100	100	100	4.5	
	不燃	2kW以下	100	100	100	100	100	4.5	
	不燃	2kW以下	100	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	
	不燃	2kW以下	80	15	二	二	二	4.5	

電気温水器	不燃 以外	温度過昇防止装置 を有するもの	10キロワット以下	4.5	0	0	0
	不燃	温度過昇防止装置 を有するもの	10キロワット以下	0	0	二	0

備考

- 1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

電気温水器	不燃 以外	温度過昇防止装置 を有するもの	10kW以下	4.5	0	0	0
	不燃	温度過昇防止装置 を有するもの	10kW以下	0	0	二	0

備考

- 1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

登米市体育施設条例 新旧対照表

改 正 案	現 行																								
<p>第 1 条 (略) (名称及び位置)</p> <p>第 2 条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>登米市民プール</td> <td>登米市迫町佐沼字江合一丁目 6 番地 1</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		登米市民プール	登米市迫町佐沼字江合一丁目 6 番地 1	(略)		<p>第 1 条 (略) (名称及び位置)</p> <p>第 2 条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>登米市民プール</td> <td>登米市迫町佐沼字江合一丁目 6 番地 1</td> </tr> <tr> <td>登米市サイクルセンター</td> <td>登米市中田町浅水字荒神堂 139 番地 1</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		登米市民プール	登米市迫町佐沼字江合一丁目 6 番地 1	登米市サイクルセンター	登米市中田町浅水字荒神堂 139 番地 1	(略)							
名称	位置																								
(略)																									
登米市民プール	登米市迫町佐沼字江合一丁目 6 番地 1																								
(略)																									
名称	位置																								
(略)																									
登米市民プール	登米市迫町佐沼字江合一丁目 6 番地 1																								
登米市サイクルセンター	登米市中田町浅水字荒神堂 139 番地 1																								
(略)																									
<p>第 3 条～第 20 条 (略) 別表第 1 (第 4 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">開館時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>登米市民プール</td> <td>午前 10 時から午後 9 時まで</td> </tr> <tr> <td>登米市サイクルセンター</td> <td>午前 9 時から午後 5 時まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 2 (第 5 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	開館時間	(略)		登米市民プール	午前 10 時から午後 9 時まで	登米市サイクルセンター	午前 9 時から午後 5 時まで	名称	休館日	(略)		<p>第 3 条～第 20 条 (略) 別表第 1 (第 4 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">開館時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>登米市民プール</td> <td>午前 10 時から午後 9 時まで</td> </tr> <tr> <td>登米市サイクルセンター</td> <td>午前 9 時から午後 5 時まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第 2 (第 5 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	開館時間	(略)		登米市民プール	午前 10 時から午後 9 時まで	登米市サイクルセンター	午前 9 時から午後 5 時まで	名称	休館日	(略)	
名称	開館時間																								
(略)																									
登米市民プール	午前 10 時から午後 9 時まで																								
登米市サイクルセンター	午前 9 時から午後 5 時まで																								
名称	休館日																								
(略)																									
名称	開館時間																								
(略)																									
登米市民プール	午前 10 時から午後 9 時まで																								
登米市サイクルセンター	午前 9 時から午後 5 時まで																								
名称	休館日																								
(略)																									

登米市民プール	月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日に当たるときは、その翌日）及び12月29日から翌年の1月4日まで

別表第3（第11条関係）

1 施設等使用料

施設名称	使用料								
	(略)								
登米市中田体育センター	施設使用料 <table border="1"> <tr> <td>利用区分</td> <td>使用料（1時間当たり）</td> </tr> <tr> <td>アリーナ</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>柔道場</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>200円</td> </tr> </table> 備考 1～3（略）	利用区分	使用料（1時間当たり）	アリーナ	900円	柔道場	300円	会議室	200円
利用区分	使用料（1時間当たり）								
アリーナ	900円								
柔道場	300円								
会議室	200円								
	(略)								
登米市米山体育館	施設使用料 <table border="1"> <tr> <td>利用区分</td> <td>使用料（1時間当たり）</td> </tr> <tr> <td>アリーナ</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>ミーティングルーム</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>小運動場</td> <td>200円</td> </tr> </table>	利用区分	使用料（1時間当たり）	アリーナ	1,100円	ミーティングルーム	200円	小運動場	200円
利用区分	使用料（1時間当たり）								
アリーナ	1,100円								
ミーティングルーム	200円								
小運動場	200円								

登米市民プール	月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日に当たるときは、その翌日）及び12月29日から翌年の1月4日まで
登米市サイクルセンター	12月29日から翌年の1月3日まで及び12月1日から3月31日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるとき

別表第3（第11条関係）

1 施設等使用料

施設名称	使用料								
	(略)								
登米市中田体育センター	施設使用料 <table border="1"> <tr> <td>利用区分</td> <td>使用料（1時間当たり）</td> </tr> <tr> <td>アリーナ</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>柔道場</td> <td>300円</td> </tr> </table> 備考 1～3（略）	利用区分	使用料（1時間当たり）	アリーナ	900円	柔道場	300円		
利用区分	使用料（1時間当たり）								
アリーナ	900円								
柔道場	300円								
	(略)								
登米市米山体育館	施設使用料 <table border="1"> <tr> <td>利用区分</td> <td>使用料（1時間当たり）</td> </tr> <tr> <td>アリーナ</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>ミーティングルーム</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>トレーニングルーム</td> <td>200円</td> </tr> </table>	利用区分	使用料（1時間当たり）	アリーナ	1,100円	ミーティングルーム	200円	トレーニングルーム	200円
利用区分	使用料（1時間当たり）								
アリーナ	1,100円								
ミーティングルーム	200円								
トレーニングルーム	200円								

	備考 1～3 (略)																														
(略)																															
登米市南方 武道伝承館	<table border="1"> <tr> <th colspan="4">施設使用料</th> </tr> <tr> <th>利用区分</th> <th>使用料(1時間あたり)</th> <th>暖房料(1時間あたり)</th> <th>暖房料(1時間あたり)</th> </tr> <tr> <td>剣道場</td> <td>1,000円</td> <td>700円</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>柔道場</td> <td>1,000円</td> <td>700円</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>ミーティングルーム</td> <td>200円</td> <td>100円</td> <td>100円</td> </tr> </table>	施設使用料				利用区分	使用料(1時間あたり)	暖房料(1時間あたり)	暖房料(1時間あたり)	剣道場	1,000円	700円	700円	柔道場	1,000円	700円	700円	ミーティングルーム	200円	100円	100円										
施設使用料																															
利用区分	使用料(1時間あたり)	暖房料(1時間あたり)	暖房料(1時間あたり)																												
剣道場	1,000円	700円	700円																												
柔道場	1,000円	700円	700円																												
ミーティングルーム	200円	100円	100円																												
	備考 1～3 (略)																														
(略)																															
登米市東和 総合運動公園	<table border="1"> <tr> <th colspan="4">1 施設使用料</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">利用区分</th> <th rowspan="2">使用料(1時間あたり)</th> <th colspan="2">冷暖房料(1時間あたり)</th> </tr> <tr> <th>冷房</th> <th>暖房</th> </tr> <tr> <td>多目的グラウンド 全面</td> <td>700円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>多目的グラウンド 1/2</td> <td>400円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2多目的グラウンド</td> <td>700円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>野球場</td> <td>1,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>テニスコート(1面)</td> <td>300円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1 施設使用料				利用区分	使用料(1時間あたり)	冷暖房料(1時間あたり)		冷房	暖房	多目的グラウンド 全面	700円			多目的グラウンド 1/2	400円			第2多目的グラウンド	700円			野球場	1,000円			テニスコート(1面)	300円		
1 施設使用料																															
利用区分	使用料(1時間あたり)	冷暖房料(1時間あたり)																													
		冷房	暖房																												
多目的グラウンド 全面	700円																														
多目的グラウンド 1/2	400円																														
第2多目的グラウンド	700円																														
野球場	1,000円																														
テニスコート(1面)	300円																														
	備考 1～3 (略)																														
(略)																															
登米市南方 武道伝承館	<table border="1"> <tr> <th colspan="4">施設使用料</th> </tr> <tr> <th>利用区分</th> <th>使用料(1時間あたり)</th> <th>暖房料(1時間あたり)</th> <th>暖房料(1時間あたり)</th> </tr> <tr> <td>剣道場</td> <td>1,000円</td> <td>700円</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>柔道場</td> <td>1,000円</td> <td>700円</td> <td>700円</td> </tr> </table>	施設使用料				利用区分	使用料(1時間あたり)	暖房料(1時間あたり)	暖房料(1時間あたり)	剣道場	1,000円	700円	700円	柔道場	1,000円	700円	700円														
施設使用料																															
利用区分	使用料(1時間あたり)	暖房料(1時間あたり)	暖房料(1時間あたり)																												
剣道場	1,000円	700円	700円																												
柔道場	1,000円	700円	700円																												
	備考 1～3 (略)																														
(略)																															
登米市東和 総合運動公園	<table border="1"> <tr> <th colspan="4">1 施設使用料</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">利用区分</th> <th rowspan="2">使用料(1時間あたり)</th> <th colspan="2">冷暖房料(1時間あたり)</th> </tr> <tr> <th>冷房</th> <th>暖房</th> </tr> <tr> <td>多目的グラウンド</td> <td>700円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2多目的グラウンド</td> <td>700円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>野球場</td> <td>1,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>テニスコート(1面)</td> <td>300円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1 施設使用料				利用区分	使用料(1時間あたり)	冷暖房料(1時間あたり)		冷房	暖房	多目的グラウンド	700円			第2多目的グラウンド	700円			野球場	1,000円			テニスコート(1面)	300円						
1 施設使用料																															
利用区分	使用料(1時間あたり)	冷暖房料(1時間あたり)																													
		冷房	暖房																												
多目的グラウンド	700円																														
第2多目的グラウンド	700円																														
野球場	1,000円																														
テニスコート(1面)	300円																														

	テニスコート多目的室 備考 1～3 (略) 2 (略)	100円	200円	100円	100円
(略)					
登米市中津山運動場	施設使用料 利用区分 多目的グラウンド 備考 1～3 (略)	使用料 (1時間当たり) 700円			
登米市石越総合運動公園	1 施設使用料 利用区分 多目的グラウンド 野球場 テニスコート (1面) ミーティングルーム 備考 1～3 (略) 2 (略)	使用料 (1時間当たり) 600円 1,000円 300円 200円			
登米市南方総合運動場	1 施設使用料 利用区分 アリーナ 多目的グラウンド 野球場 テニスコート (1面) 会議室 備考	使用料 (1時間当たり) 1,300円 700円 1,000円 300円 200円			

	備考 1～3 (略) 2 (略)				
(略)					
登米市中津山運動場	施設使用料 利用区分 運動場 備考 1～3 (略)	使用料 (1時間当たり) 700円			
登米市石越総合運動公園	1 施設使用料 利用区分 多目的グラウンド 野球場 テニスコート (1面) 備考 1～3 (略) 2 (略)	使用料 (1時間当たり) 600円 1,000円 300円			
登米市南方総合運動場	1 施設使用料 利用区分 アリーナ 陸上運動場 野球場 テニスコート (1面) 備考	使用料 (1時間当たり) 1,300円 700円 1,000円 300円			

登米市南方 東郷運動広 場	1～3 (略)	
	2 (略)	
施設使用料	利用区分	使用料 (1時間当たり)
	多目的グラウンド	700円
	テニスコート (1面)	300円
	備考	
登米市津山 運動広場	1～3 (略)	
	施設使用料	
利用区分	使用料 (1時間当たり)	
	多目的グラウンド	600円
	備考	
登米市豊里 運動公園	1 施設使用料	
	利用区分	使用料 (1時間当たり)
野球場	1,000円	
	多目的グラウンド	400円
備考		
1～3 (略)	2 ナイター使用料	
	利用区分	使用料 (1時間当たり)
野球場 (全灯)	5,700円	
	野球場 (一部)	5,400円
	多目的グラウンド	4,800円
備考 (略)		
登米市南方 中央運動広	施設使用料	
	利用区分	使用料 (1時間当たり)

登米市南方 東郷運動広 場	1～3 (略)	
	2 (略)	
施設使用料	利用区分	使用料 (1時間当たり)
	多目的広場	700円
	テニスコート (1面)	300円
	備考	
登米市津山 運動広場	1～3 (略)	
	施設使用料	
利用区分	使用料 (1時間当たり)	
	多目的広場	600円
	備考	
登米市豊里 運動公園	1 施設使用料	
	利用区分	使用料 (1時間当たり)
野球場	1,000円	
	ソフトボール場・多目的運動場	400円
備考		
1～3 (略)	2 ナイター使用料	
	利用区分	使用料 (1時間当たり)
野球場 (全灯)	5,700円	
	野球場 (一部)	5,400円
	ソフトボール場・多目的運動場	4,800円
備考 (略)		
登米市南方 中央運動広	施設使用料	
	利用区分	使用料 (1時間当たり)

場	<p>多目的グラウンド</p> <p>備考 1～3 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>多目的広場</p> <p>備考 1～3 (略)</p> <p>(略)</p>	400 円																		
登米市民プール	<p>1 施設使用料表 (略)</p> <p>2 会議室等使用料</p> <table border="1" data-bbox="526 1153 821 1825"> <thead> <tr> <th rowspan="2">利用区分</th> <th rowspan="2">使用料(1時間当たり)</th> <th colspan="2">冷暖房料(1時間当たり)</th> </tr> <tr> <th>冷房</th> <th>暖房</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室 1</td> <td>200 円</td> <td>100 円</td> <td>100 円</td> </tr> <tr> <td>会議室 2</td> <td>200 円</td> <td>100 円</td> <td>100 円</td> </tr> <tr> <td>フィットネススタジオ</td> <td>200 円</td> <td>100 円</td> <td>100 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 プール利用時に会議室等を利用する場合は、会議室等の使用料及び冷暖房料は免除とする。</p>	利用区分	使用料(1時間当たり)	冷暖房料(1時間当たり)		冷房	暖房	会議室 1	200 円	100 円	100 円	会議室 2	200 円	100 円	100 円	フィットネススタジオ	200 円	100 円	100 円	<p>施設使用料表 (略)</p>	
利用区分	使用料(1時間当たり)			冷暖房料(1時間当たり)																	
		冷房	暖房																		
会議室 1	200 円	100 円	100 円																		
会議室 2	200 円	100 円	100 円																		
フィットネススタジオ	200 円	100 円	100 円																		
登米市サイクルセンター		<p>自転車使用料</p> <table border="1" data-bbox="949 190 1125 851"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>1人乗り</th> <th>2人乗り</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学生以下</td> <td>100 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中・高校生</td> <td>150 円</td> <td>310 円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>210 円</td> <td>420 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 使用料は、1回1台あたりを単位とする。</p>	利用区分	1人乗り	2人乗り	小学生以下	100 円		中・高校生	150 円	310 円	一般	210 円	420 円							
利用区分	1人乗り	2人乗り																			
小学生以下	100 円																				
中・高校生	150 円	310 円																			
一般	210 円	420 円																			
2 個人使用料 (1) (略) (2) 卓球台個人使用料																					
施設名称	利用区分	施設名称	使用料																		

登米市迫体育館	卓球台 1 台	200 円
備考		
1 使用料は、午前（午前 9 時から正午まで）、午後（正午から午後 5 時まで）、夜間（午後 5 時から午後 10 時まで）それぞれの金額とする。		
2 市外の者が利用する場合は、使用料を 1.5 倍した額とする。		

登米市迫体育館	卓球台 1 台	200 円
登米市南方総合運動場	プール（小・中学生）	100 円
登米市南方総合運動場	プール（高校生・一般）	200 円
備考		
1 迫体育館の卓球台の個人使用の場合は卓球室の使用料は免除とする。		
2 使用料は、午前（午前 9 時から正午まで）、午後（正午から午後 5 時まで）、夜間（午後 5 時から午後 10 時まで）それぞれの金額とする。		
3 市外の者が利用する場合は、使用料を 1.5 倍した額とする。		